

アルケイア—記録・情報・歴史—

第二〇号 二〇二五年一二月 一一五二頁

南山アーカイブズ

平安貴族社会における情報保存の諸相  
—なぜ日記を付けるのか?—

安原功

愛知学院大学非常勤講師

Aspects of Information Preservation in Heian Aristocratic Society  
— Why Write Diaries? —

Part - time lecturer at Aichi Gakuin University

YASUHARA Isao

*Archeia: Documents, Information and History*  
No.20 November, 2025 pp.1-52  
Nanzan Archives

## はじめに

### (一) 紹介

#### (二) 古記録研究の歴史と現状

#### (三) 「日記」の概念

#### (四) 日記の執筆

### 第一章 日記の執筆と整理・統合の具体像

#### (一) 日記の形態

#### (二) 日記の執筆と整理

### 第二章 『日本三代実録』と「摂政」

#### (一) 日記成立の研究史・時代状況

#### (二) 「摂政」良房・基経と霍光

### (三) 『日本三代実録』①—正史の編纂

#### 1 『続日本後紀』『日本文徳天皇実録』

#### 2 『日本三代実録』

### (四) 『日本三代実録』②—「テクストの戦争」

#### 1 「三代摂政」—応天門の変と『漢書』五行志

#### 2 清和崩伝・実録序と『史記』五帝本紀

### おわりに—日記の出現

## 平安貴族社会における情報保存の諸相

—なぜ日記を付けるのか?—

安原 功

はじめに

### (二) 紹介

(司会) はい。お待たせしました。それではただいまより二〇一四年度の南山アーカイブズ主催講演会を始めたいと思います。本日は講師に安原功さんをお招きしています。安原功さんは金沢大学大学院・名古屋大学大学院を経て、一九八〇年代後半から九〇年代にかけては特に日記を中心として、公卿議定制についての研究で大変よく知られた方です。本日は安原功さんに平安貴族社会における情報保存の諸相——なぜ日記を付けるのか、ということで普段とはちょっと異なりまして、アーカイブズの歴史的研究という視点からお話を聞いていただけるというふうに思っております。直接には日記の研究ということになるんすけれども、大変ボリュームのあるレジュメを作つていただいております。いろいろなお話が伺えるものだと思います。よろしくお願ひします。

### (二) 古記録研究の歴史と現状

よろしくお願ひします。安原です。今日はまず平安時代の日記のイメージをまず作つていただいた上で、じゃあ、なぜ貴族が

日記をつけるようになったのか、日記というアーカイブが成立する原点を少し考えてみたいと思います。レジュメにところどころリンクがございますが、後ほどまたリンクを使って画像で日記を見ていただこうかと思います。

今回取り上げる日記は貴族の日記です。我々古記録という言い方もしますけれども、研究が進んだのはかなり遅いです。日本史の中では古文書、いわゆる普通の書類ですね、土地売券とか、いろいろな命令書とかの研究が早くから発達しました。例えば佐藤進一先生の『古文書学入門』が出版されたのが一九七一年<sup>(6)</sup>、それに対して古記録の入門書・概論は、一九九〇年の斎木一馬『古記録学概論』や二〇〇五年の高橋秀樹『古記録入門』など、かなり遅れています<sup>(7)</sup>。というのも、もともと公家研究は研究者自身が少なく、歴史研究者の方ではごく一部の方がされていたにすぎない。したがって史料としての日記の利用も限定的であつた訳です。それが一九七〇年代頃から公家研究が盛んとなり研究者も拡大してくると、日記の利用・研究も進展してきたわけです。それに伴い、未公開だった史料の調査も進み、新史料の紹介や新発見もある。さらに活字あるいは写真の形でどんどん刊行も進み研究環境が整えられてきた、ということです。次に日記関連書籍として代表的なものを少し挙げておきました。古代史側の古記録研究の代表は、やっぱり倉本一宏氏<sup>(8)</sup>。今年の大河ドラマの時代考証をされています。ドラマの最中に時代考証の方が本を出される話もあり聞かないんですけれども、七月も『平安時代の男の日記』という御本を出されています<sup>(9)</sup>。京都の国際日本文化センターで倉本氏が中心となられて、全国の研究者が個別報告を行い。その成果をまとめられた『日記・古記録の世界』という分厚い本があります<sup>(10)</sup>、一九八〇年代・九〇年代の研究状況と比べると雲泥の差で、古記録研究の進展を感じさせる論集になつております。一般の方に読みやすいかなと思うのが、倉本氏の監修で『日記で読む日本史』という全二〇巻のシリーズです<sup>(11)</sup>。日記を使って歴史を語ることと、日記そのものを語ることはまた別で、その辺は混じつておりますが、このシリーズは平安時代の日記に入られる方には巻にもありますけれども、お勧めかなと思います。平安時代は慣例的に摂関政治の頃は古代、白河上皇に始まる院政期は中世として扱われますが、貴族の日記は院政期以後も鎌倉・室町時代と続いていくわけで古代と中世と両方に関わってきます。その中世の方の日記研究の推進者やはり松薗斉氏<sup>(12)</sup>。三〇年ぐらい前に愛知学院大学に赴任された後、名古屋にずっといらっしゃる方です。この方は「日記の家」という概念を提唱されておりまして、中世の貴族たちは代々日記をつけ、その家において日記は保存されて子孫

が参照していく。もちろんその家を超えてさらに広まつていくわけで、権力者が写させろということもあれば、お互に貸し借りもあるわけです。中世の貴族社会と日記を考える上で松蘭氏は欠かせない研究者です。

次に現在の代表的な所蔵機関を簡単に紹介させていただきます。まずはやはり宮内庁書陵部。毎日新聞社側、最寄り駅は竹橋でしたか。江戸城天守閣跡のすぐ側にあります。二階の方が天皇陵などの管理をしており、一階の方がいろいろな古い典籍を管理しています。ここには京都御所にあった本とか、あるいは宮家、後で出てくる伏見宮家。それから五つに分かれた撰閑家の一つ九条家などいろいろな公家のものも現在入っております。ちなみに京都御所にある東山御文庫のマイクロフィルムもあり、非常に大部で最近の新発見の史料は、この文庫のものが多いように思います。書陵部にはいろいろな自筆本もあり、一つ一つ紹介するのをやめますけれども、例えば『水左記』という、源俊房という左大臣の日記が残っています。道長の『御堂関白記』に次いで古い、現存する自筆日記ですので、後ほどこれを使って、少し日記自筆本の具体的な姿をご覧になつていただきたいと思います。実は書陵部とは皇居のお堀を挟んですぐ外側なんですが、国立公文書館の中に内閣文庫があります。普通の図書館みたいに行くと気軽に出てくれるところです。近世のものが多いですが、古いものとしてはですね。すいません。今日のテーマから外れるんですが、せつかくなので、ご紹介しておきます。『大乗院寺社雑事記』という室町時代、興福寺のお坊さんがつけた日記があります<sup>(8)</sup>。正長の土一揆の有名な史料です。日本開闢以来一日本が始まつて以来農民が立ち上がつたのは、これが初めてであるという。次に東大の赤門を入つて、すぐ目の前ちよつと左寄りに古いレンガ造りの建物がありまして、東京大学史料編纂所といいます。『大日本史料』と申しまして、ずっと日本の歴史を何年何月何日と日ごとに綱文を立てて関連史料をまとめて掲載していくという、日本史料の編纂をずっとしている所です。その関係でちょっとなかなか気軽に閲覧できないような施設・家の日記も写真版で参照することができます。ちなみに、その気軽に行けない所の代表が尊経閣文庫でこれは加賀一〇〇万石の前田家が所持していたものであります。はい。それからあと千葉県佐倉の国立歴史民俗博物館にも、田中穰さんという方の集められていた古いものなど、まとまつて入つております。こちらからいろいろと新しい史料が紹介されております。

東京から地方に目を向けると、やはり京都が多いわけでその代表が、近衛文麿氏が創設した陽明文庫です。近衛家は平安時代

の終わりから鎌倉時代の初め頃に藤原摶関家が五つの家に分かれた本家筋で、『御堂関白記』、皆さんご存知の藤原道長の自筆本があります。今年はいろいろとまた注目され直しているところです。ちなみに余分なお話をさせていただきますが、日記の名前をつけるときは、その人の最後の朝廷での官職、例えば左大臣とか右大臣とかと、その家・一門の名前を組み合わせたりします。『御堂関白記』の「御堂」は、道長の家に仏堂があつたので、この一門を御堂流というわけです。で、「関白記」ですが、実は道長は関白にはなってないんですね。孫の後一条天皇の摶政にはなっていますが、「関白記」と言うのはおかしいんです。江戸時代になつてからできた呼び方なんですね。どうもおかしな名前なんですが、世の中はこれで定着しているわけです。後ほど少し見ていただきます。あと京都大学にもやはり京都ですから、いろいろとお公家さんの家のものが入つております。例えば「日記の家」、朝廷でいろいろな実務を行いながら続いていた実務官僚で日記をよくつけていた、平松家のものが有名です。

### (二) 「日記」の概念

それでは先へ進めさせていただきます。まず「日記」という言葉ですが、文字通り「日記」とはある特定の日に作成された記録や覚書などは全てが「日記」なわけです。したがって古代中世の言葉としては、英語で言う「Diary」、我々がイメージする「日記」より範囲が広くなります。一例だけ挙げさせていただきますと、道長と対立した藤原伊周一『枕草子』の清少納言が仕えた定子のお兄さん一がおりますが、対立する中で伊周の関係者が道長たちを陰陽道で呪詛したわけですね。その取り調べの「日記」を『勘問僧円能等日記』といい、『政事要略』卷七〇に収められています<sup>(8)</sup>。「円能」が、「僧」とされているのは金で呪う民間陰陽師が法師姿をしているからですが、実行犯です。「勘問」というのは取り調べのことです。だから今で申し上げますと、「犯人Aの取り調べ日記」という感じになります。他にもいろいろな形の「日記」がありますけれど、今日のお話では今で言う「Diary」、かつ朝廷と貴族たちの日記に絞らせていただきたいと思います。

その朝廷・公家の日記ですが、大きく公日記と私日記に分かれます。公日記というのは、要は朝廷の役所がつけるものですね。例えば太政官という朝廷トップの下に弁官局があり、さらに下に外記局といふいろいろと書類を保管したり、先例を調べたりする

部署があります。この外記局が毎日つけるのが『外記日記』です。それから逆に、天皇に仕える蔵人が交代でつける日記が『殿上日記』。この『外記日記』と『殿上日記』が公日記の代表と言えます。その他にもそれぞれの役所で日記をつけていたわけです。それに対して個人の日記は私日記と一般的に言います。後で最近、二〇一〇年代の成果に基づいてお話をさせていただきますけれども、基本的には日ごと、その日その翌日につけていくわけです。それを目的別、何か特定の儀式ごとなどでまとめ直したものをお部類と申します。儀式の先例とかを調べるときは、日記をずっと見ていくよりも、一つの儀式で関連する日記をまとめてしまつた方が基本的には便利なわけです。单一の日記をまとめたものもあれば、複数の日記をまとめたものもあります。宮内庁の『御産部類記』がこういった部類の一つ代表なので鎌倉時代の写しですが、チャットでこのリンクを皆様踏んでいただけるようになりますので、ちょっとお待ちください。事務局からチャットに上げていただきましたので。<sup>(10)</sup> 少し見本みたいな感じですけれども、伏見宮家にあった鎌倉時代のものですね。右側にクリックするところがあります。左左の三角、左向きのをクリックしていくだけると、雰囲気だけ掘んでいただけるかと思います。肝心の本文がないんですけども、特にご説明することはございませんので、先へ行きます。

具体的な内容に入っていく前に確認しておきたい問題は、日記って何で書くんだろう、ということです。よく言われる通説的理解、一般社会も含めて定着している説明は、複雑な儀式を記録して子孫が困らないようにすることである、と。朝廷では儀式が大変重んじられそれを先例とは違わないように、正確に行うことが重要であるということです。儀式の作法は細かいんですね。間違えると「頤を解く（＝顎が外れる）」という慣用句もあるんですが、皆さんの失笑を買うわけです。ただし、決して日記を書く目的はこれだけじゃなくて、倉本氏も記録して子孫が見るために日記は生まれてくるんだみたいなことを書かれた後で、「とは言つても、個々の貴族が日記を書く目的や動機、それに日記そのものの有り様もさまざまである」とされています。<sup>(11)</sup> これまさにその通りなんですね。例えば杉本理『中右記』卒伝について<sup>(12)</sup> という御論文があります。院政期の日記ですが、人が亡くなつた時の様子を書く卒伝は、伝え聞いた極楽往生の情報の記録で、それを参考に最後は本人が極楽往生しようとしたわけでしょう。日記は、その人の関心や必要によって、いろいろなことを書く。ごく当たり前のことですけど、決して儀式のためだけのものではない。こ

れは頭に置いておいていただきたいと思います。

#### (四) 日記の執筆

それでは日記は、どういうふうにつけていたのか。道長の祖父で藤原師輔という貴族が天徳四年（九六〇）、摂関になる前に死んでおりますが、子孫のために『九条殿遺戒』という書を残しています。<sup>(13)</sup> 日記に関連する部分をご紹介させていただきます（以下、史料の引用は基本的に書き下しとし、適宜読み仮名を付します。ただし必要や見やすさに応じて原文のまま）。

夙に興きて鏡に照らし先づ形躰の変を窺へ。次に暦書を見て、日の吉凶を知るべし。<sup>(ウ)</sup> 年中の行事は、略件の暦に注し付け、日ごとに視るの次に先づその事を知り、兼ねてもて用意せよ。<sup>(エ)</sup> また昨日の公事、もしくは私に止むを得ざること等は、忽忘に備へむがために、また聊に件の暦に注し付くべし。<sup>(オ)</sup> ただしその中の要枢の公事と、君父所在のこと等は、別にもて記して後鑑に備ふべし。

ア部、「朝起きたら鏡を見て身だしなみを整えろ」は当然ですね。次にイ部「次に暦書を見て、日の吉凶を知るべし」の「暦書」は所謂具注暦と呼ばれるものです。これは朝廷の陰陽寮というところで、陰陽師が作るカレンダーです。陰陽道は日本でいろんな宗教が混じつてできた、人を呪い殺したり守ったり、安倍晴明の世界ですね。その陰陽道ではいろいろな日があり、その吉凶に合わせて行動する必要がある。例えば今日はあっちの方向へ行つてはいけないとか、何々してはいけないということがある。それから続いてウ部「年中の行事は、略件の暦に注し付け」、これは具注暦が届けられたら一年間の決まった行事、年中行事は前もって書いておいて忘れないようにして、しっかり準備しなさい、ということです。続いてエ部「また昨日の公事、もしくは私に止むを得ざること等は、忽忘に備へむがために、また聊に件の暦に注し付くべし」、前日の儀式や政務もしくは私用で忘れては困ることは「聊に」書け、ということです。なぜ「聊に」かと言いますと、日の行間は数行、普通は二行もしくは三行程度一時代が下るともう少し広い具注暦が出てくるんですが、狭いからです。ちなみに書き切れない時は裏書きといい、該当日のちょうど裏側に書きます。巻物は左手で送りつつ右手で巻き取りながら見ますので、長いですけれども表側のすぐ裏を見るのはそれほど

ど難しい、手間のかかる作業ではないわけです。念頭に置いておいていただきたいのが次の才部です。「要枢の公事と君父所在のこと等は別にもて記して後鑑に備ふべし」、これは具注暦に書くものではなくて、別記と申しますが具注暦とは別に書くということです。具注暦がいわば市販のカレンダー日記帳だとすれば、それとは別に自前でノートを用意して書けということです。書く内容二つのうち「要枢の公事」は朝廷での大事な儀式や政務ですね。儀式の種類ごとに別記が分かれている。例えば叙位除目といいますが人事なら人事、大饗といいますが宴会なら宴会ことに別記があるということです。これはまず細かい内容まで、例えばどこを通ったとかどこに座つたとか非常に細かいことまで書き留めるので文字数が極めて多くなるから具注暦には書き切れない。また本人や子孫などが参照する際、儀式毎に別記に書けば、後に探しやすいわけです。合理的です。

それに対しても少し考えなければいけないのが「君父所在」です。「君父」とは天皇のことですが、じゃあ、天皇のことは何で別に書かないといけないのか。先ほど申し上げましたように、これは摂政・関白を出す、後で言う摂関家の遺訓なわけです。例えば天皇に関するだけ探したいとか機能面で考えることもできますが、私は政治史も専門にしておりますので、どうしても疑つてしまします。人に読まれてはまずいことも当然あるんじゃないかな。「後鑑に備ふべし」は普通なら後から参照するための用意とりますが、逆に参照されないための対策という意味でも理解できます。両面性を想定すべきでないか。ちなみに具注暦に書いてしまって、もし一部を削除してつぎ直したり、墨で消せば後代でも見ればすぐ判ることでしょう。

整理すると、儀式との関連性からだけでもまず日記自体、さらに部類・儀式書などいろいろなテクストを研究しないといけないわけですが、一方では儀式を離れて総合的な日記研究を進める必要があるということです。この点を確認した上で、公家日記の出現について、簡単に常識、現在の通説的認識を確認しておきたいと思います。さきほどの倉本氏からまた引用させていただきま<sup>す</sup>す。

日本で平安時代以来、宮廷貴族の公家日記が数多く記録されているのは、『日本書紀』から始まる正史としての六国史の編纂が延喜元年（九〇〇）に選上された『日本三代実録』で廃絶してしまったことに起因している。正史が絶えてしまったために、貴族たちが当時の政治の根幹である政務や儀式などの公事の式次第の遂行を確かめたくても、正史を調べることができなくな

つていた。

(中略)

正史や格式、儀式書を参照することができない以上、それに代わる先例の准拠として、日記の蓄積が求められたのである。倉本氏はさきほど見たように、日記の内容が儀式以外にも多様であることも述べられていますが、成立の理由はやはり儀式を正しく行うための記録という点に求められている訳です。そして正史の途絶が日記の必要性を高めたということです。

厳密には、『日本三代実録』の対象である三代—清和天皇・陽成天皇・光孝天皇の中間、陽成天皇の時期に最古の公家の私日記である『八条式部卿私記』、さらに『日本三代実録』の編纂を命じた宇多天皇自身の『宇多天皇日記』が確認されるので<sup>[15]</sup>、正史の途絶と公家日記の出現は重なり合っており、公家日記は『日本三代実録』の時期に出現した後、実録の最後を飾る光孝天皇の次に宇多天皇の時代から執筆が本格化していくという関係になります。後述するように、宇多天皇は日記の時代が始まる上で重要な役割を果たしたと考えられています。ただそれは後の天皇や貴族たちの日記に比べると政治的な内容や思想的なことが多く、儀式に関しても少し変わった記述をしている日記です。ちなみに公日記を代表する『外記日記』『内記日記』『殿上日記』のうち、『外記日記』の初例は桓武天皇の延暦九年（七九〇）ですが、天皇の命令書の起草や記録をする内記の『内記日記』の初例は光孝天皇の仁和二年（八八六）です。また藏人が担当する『殿上日記』の初例は醍醐天皇の延喜九年（九〇九）ですが、宇多天皇が執筆した『藏人式』に「当番記の事」とあり、宇多の藏人所改革の一環して開始されたと考えられます<sup>[16]</sup>。すなわち現存する限り、陽成天皇期に出現したと考えられる公家の私日記は、宇多天皇期が本格化の画期であり、それは天皇と直接関わる公日記である『内記日記』『殿上日記』も光孝天皇期を含めるべきですが、ほぼ同様である、ということになります。要は六国史の正史が途絶えたから、先例を見ることができなくなるので、貴族たちは日記を書くようになったというようには単純化できず、正史の途絶と日記の出現・本格化は時期的に交差しており、互いに関係があるのでないか、ということです。そして私見としては日記に書くのは儀式だけではないという点から、正史の途絶と日記の出現には政治的・権力的な問題が存在しているのではないか、という可能性を想定するわけで

す。長くなりましたが、日記の概略と成立に関する問題の確認はここまでにして、以下、第一章で日記の形態と執筆・整理についてご理解いただいた上で、第二章で日記の成立と正史の途絶についてお話しさせていただきたいと思います。

## 第一章　日記の執筆と整理・統合の具体像

### (一)　日記の形態

まず第一章では簡単に日記をどういうふうにつけていたかお話ししていきたいと思います。先ほど具注暦、カレンダーにつけることが基本と申し上げました。具注暦に関しては山下克明氏の御研究がありますが、<sup>〔17〕</sup>朝廷の陰陽寮というところに暦部門があり、所属している賀茂氏や安倍氏などの陰陽師たちが毎年作成して貴族たちに届けるわけですね。もちろん直接届けられない身分の者が借りて写すこともあります。陰陽師がなぜカレンダーを作っているかと言いますと、日々とに陰陽道の情報が書き込まれており、それを見て人々は行動するからです。先ほど申し上げたことですが、具注暦が届くと事前に年中行事を記入しておきます。そして各該当日の当日か翌日にあつたことを書き込みます。

具体例をご覧になつていただきたいと思います。陽明文庫の『御堂閑白記』、ちょっとと小さいですけれども、下の方に少しスクロールしていくと、「国宝　御堂閑白記　平安時代」というのが出てきます。<sup>〔18〕</sup>申し上げていませんでしたが、国宝だけでなく世界記憶遺産にもなっています。拡大されるのでクリックしていただけますでしょか。「一日」「二日」と日がある間に二行が書いてあります。一日目は空白ですが、二日目は細かく一連長は漢字や文法をあまり気にしないなかなか豪快な男ですが一結構細かく書いてます。ここは寛弘四年（1007）八月の個所で、二日は有名な金峯山詣（多武峯詣）に出発した記事です。で、拡大しますと。申し訳ありません。最初のところに戻つて、「具注暦」のクリックをお願いできますでしょか。写真の下に文字で「具注暦」とあります。はい。最初に「八月大健」、次の「一日、甲午、金取」の上には朱で「角宿」「日曜」左側には「蜜」「土公遊南」とか。いろいろと朱で書いてある陰陽道の情報に従い行動すべきということです。この画像では裏書が確認できませんが、京都文化博物

館のホームページで下の方にスクロールしていただくと、「国宝 御堂閑白記 自筆本」の画像が出てきます。裏に何かうつすら文字みたいなのがあることはお分かりいただけますかと思います。このあたりは道長は毎日かなり裏書まで書いています。次に先ほど申し上げました、現存する「一番目に古い『水左記』をご覧ください。<sup>(20)</sup> これはすぐ出でます。そうしますと右上に「四六分の一」と画像の数字があつて右左に矢印ありますが、左の方にクリックして、「四六分の八」までお進みいただけますでしょうか。途中結構虫食いがあります。かなり空白の日が並んでますけれども、「四六分の八」の「十一日」のところを少し拡大してご覧いただけますでしょうか。右下に「+」「-」があります。かなり拡大しても綺麗に見えます。ここも「十一日」のところに朱で陰陽道の日が書いてありますが、今確認していただきたいのは、その上なんですね。「十一日」の上に「列見」と書いてあります。行列の「列」に「見る」。それからその隣が「園大韓神祭」。これらが先ほどの『九条殿遺戒』のウ部、「事前に一年の年中行事を書き込め」に該当します。そして「十一日」と「十二日」の間に、本文としてかなり大きい文字で前日のことを書いているわけです。裏書の確認はやめておこうかと思います。それでは画面共有の方にお戻りください。

私は三〇年ぐらい前は、日記は当初、具注曆に書き込む形で始まつても、行間のスペース上、情報量が多いと書くのが大変だろうから早い時期に具注曆に書くのはやめていつたんじゃないかと思つていました。ただ大臣・摂関の家など偉い人たちは、仕えている貴族、家司と言いますが、自分の家司などの日記でも代用できる。とくに院政期に入ると時々「見せろ」と差し出させたり、書かせたりする事例が増えてくる。なので摂関のような偉い人たちはともかく、一般的には割と早く具注曆には書かなくなるんじやないかと想像していました。しかし、自筆本や具注曆の内容を残した写本を見ていくと、やはり平安時代を通して具注曆に書くことが多かつたようです。ただし具注曆以外に書いた自筆本もあります。例えば清書本です。自分が書いたものを後で清書として書き直す。この時は具注曆じゃないわけですね。もう時間もありませんので、写本や部類の形態のお話は省略させていただきたいと思いますが、文字データとしては写すという形でも保存していくわけです。

## (11) 日記の執筆と整理

それでは貴族は日記をどういうふうに書いていたのか。リアルタイムな執筆から清書本の作成まで、少し具体的に見てみたいと思います。「これは先ほど」紹介した『日記・古記録の世界』に三橋正氏の専論があります。<sup>(21)</sup>非常に素晴らしい御論文ですので御紹介しておきたいと思います。『九条殿遺誠』で書いていることがやはり基本的な日記の執筆方法で、公家は具注曆記と行事ごとに分けた部類形式の別記を並行して執筆していました。こうすると、後から確かに調べやすいですね。ただし具注曆記と別記が溜まつてくると、具注曆記と別記を年月日順に統合する作業を行います。やはり行事別の部類ですと、同じ日のことを調べようとしたら膨大な中から何冊も探し回ることになり不便だとか、あと時代の変化によって探し方も変わつてきますので必要になつてくるわけです。

『小右記』という、道長も「目置いていたうるさ屋さんで人の悪口を散々書く藤原実資の日記があります。紫式部とは割と親しかつたようで、多分大河ドラマにも顔を出しているんじゃないかなと思いますが。大学院の演習で『小右記』を読んでいると、こんな悪口を書いて人にもし見られたら大変じゃないか、と時々言っていたものです。それはともかく、長元五年（1031）頃、『源氏物語』ができた頃からいくと、もう三〇年ほど経つておりますが、実資の監督下で養子の資平に具注曆記と別記の統合版を作成させています。具体的な進め方としては具注曆記が日別ですので、そこに別記をはめ込んでいく作業になります。そこで、学生さんのアクティブラーニングではないですけれども、三橋氏が挙げられている『小右記』正暦四年（九九三）正月二二日条・二四日条を具体例として、ちょっとと一緒に考えていただけますでしょうか（数字23・24は日）。

23A 「同四年正月廿三日、今日政始、（下略）」

23B 「正暦四年正月廿三日、壬子、（兼政殿）攝政殿大饗に参る。（下略）」

23C 「廿三日、壬子、〈政部に在り。〉

宇佐読經師平賀今日帰る。奉幣兼御讀經を平安にするの由を示す。」

24A 「廿四日、癸丑、〈大饗部に在り。〉」

#### 24B 「廿四日、癸丑、今日左相府大饗、〈一条第〉」(下略) (後難吉)

順序は逆になりますが「四日条は、同じ「廿四日」とする条文が二つ並んでいます。普通はこんなおかしなことはしません。統合途中のまま残ってしまったミス部分ですが、逆に我々に統合前の原型を考える手掛かりを与えてくれます。24A・24Bのどちらが具注曆記で、どちらが別記か考えてみていただけるでしょうか。簡単に読みます。24Aが大饗、大臣などが開く宴会のことですが、「大饗の部にあり」。24Bが、「今日左府大饗、〈一条第〉」。これは一条第で左大臣源雅信の大饗があつたという話です。それでは解答してしまいますけれども、24Aが具注曆記です。具注曆には直接書かないで、『大饗部』という別記に書いてあるよ、といわばリンクだけを張ったわけです。具体的な内容がある24Bの方が別記です。もう少し複雑なのが二三日条で、これは本文を見なくても年月日の書き方だけで判ります。23Aは「同四年正月廿三日」、23Bも「正暦四年正月廿三日」で共に年月日が入っています。一方、23Cは年月なしで「廿二日」で始まっているので具注曆記です。本文に「(政部に在り)」と別記の存在を明記している点からも確認されます。この「政部」別記が23Aです。なおこの日は別に大饗もあつたようだ、23Bは大饗部別記の内容といふことです。

三橋氏の、具注曆記と別記は最初から別に書かれて後に統合するという御指摘はとても大きな話に広がるよう思います。まだそこまで研究が進んでいないと思いますが、一つは日記が公的なテクストか、個人・家の私的なテクストか、という問題です。主に一般書あたりで研究者個人の主観で、前者とも後者とも書いてしまっているかと思います。まず具注曆記に関しては、『九条殿遺誠』のように私(と)で忘れちゃいけない(と)、関心のある(と)とか、いろいろな(と)も書いていくわけです。具注曆記は個人の日記として私的性が強いと位置付けていいと思います。一方、先例を参照するのは普通は儀式関連のことです。なので、当然儀式(と)にまとめた別記は本来は私的なものだが、公的性が入ってくる。要は「見せてくれ」とか、「写しをくれ」、『写させてほしい』と依頼が来るのは、普通はこちらの儀式関連が目的です。『小右記』でも実資は頼られていて、他の貴族から依頼が来ますけれども、これは別記を写して渡してたんだらうと思います。時代が下ると、写しではなく、主人や上皇が日記を丸(と)わし出せなどという事例も出てきますが、人に頼まれて、もしくは命じられて日記を貸与する場合でも、部類の別記のみ差し出すのなら、

具注暦に書いた個人情報や実資のような辛辣な悪口は家の外に流出しないわけです。どうして後の人を見るかもしれないのに書いているのだろう、という疑問はかなり解消されます。<sup>(2)</sup> ちなみに『台記』という、保元の乱で敗れた左大臣藤原頼長の日記では——ちよつと失礼します——男色、ホモセクシャルのことも結構具体的に書いています。これはこれで中世封建制度と関わる話なんですが。あるいは人を使って誰それを殺したみたいなことも平気で書いています。頼長の場合は個人的性格もあるかもしれません、やはり具注暦記と別記の使い分けを考えると理解しやすい。ただ一一世紀末、白河院政が始まる直前の頃に閑白だつた藤原師通の『後二条師通記』は本記と別記がほぼ同じ内容でかなり重複しております。書き方も別記と本記で一目で気がつくような差は看取できません。非常に近いんですね。どう理解したらいいのか、この辺はケースバイケースで検討していくかないといけない。

あとは具注暦記と別記の統合作業の過程で、具注暦記を直接切って組み替えるのか筆写するのか、という問題も考える必要があるでしょう。普通に考えると別記は量が多いから切り、具注暦記は基本的に写した方が効率的かと思うのですが、原本の保存の点も含めて検討が必要だらうと思います。<sup>(2)</sup> というのも具注暦記はおそらく切り分けるとまずいと思われる側面、『リアルタイムな記録』という性格がないかと考えているからです。日記の出現・定着と直結する可能性がある問題ですので、次章の後、最後に改めて考えてみたいと思います。

## 第二章 『日本三代実録』と「摄政」

本章では正史の途絶と日記の成立・本格化が交差する時期、具体的には『日本三代実録』の対象である清和・陽成・光孝天皇、そして同実録が編纂された宇多・醍醐天皇の五代を対象とします。この間、先程触れましたように、陽成天皇期に最古の公家日記である『八条式部卿私記』が確認され、続けて『宇多天皇日記』を画期として公家日記が本格化していく中、宇多が命じた『日本三代実録』を最後に正史は編纂されなくなります。日記の出現と本格化は記録テクストとしての類似性に加えて時期的にも、正史途絶と表裏の関係にあると考えられる、ということです。試論的な内容ですが、今回機会をいただいたアーカイブ、さらにテクスト、

知の変化を考える上で重要な問題ですので、敢えて挑戦してみたいと思います。ちなみに、この五代は「摂政」良房・基経および時平等による摂関制成立過程でもあり、貴族社会の分裂・対立状況下で政変が相次いだ時代を正史としてどう記録するのか。正史の途絶のみならず、表裏の関係にある日記の出現を考える上で、政治的、権力論的な視点は不可欠のはずです。にも関わらず日記成立論はかかる視点を欠落してきました。ちなみに成立期の日記はすべて逸文ですが、『八条式部卿私記』『宇多天皇日記』共に現存条文数は限られているため、本章は主に正史側、『日本三代実録』を中心に検討して、そこで得られた視点から両書の特徴を位置付ける、という形で考えることにします。

## (二) 日記成立の研究史・時代状況

まず日記の成立に関しては松蘭氏が研究史を整理された上で、公事の記録を含めて複数の機能を蓄える情報装置として日記の性格を規定する一方、宇多朝で王権の回復・確立のために儀式の復興と整備が進められたため、天皇や貴族が公事情報を蓄積するための装置として日記を採用した、とされています<sup>(2)</sup>。複数機能の情報装置という性格を松蘭氏も認めながらも主軸となる論理は儀式に置いて、記録の必要という視点から一正史は詳細な儀式の記録としては不適合性を有するとの指摘と共に一日記の必要性を位置付けられています。

最初にこの時期の政治の流れの概略を確認しておきます。『日本三代実録』の時代は激しい政治対立・事件がしばしば起きています。清和天皇は史上初の幼帝として即位、元服後に応天門の変が起きると、外祖父の藤原良房が「摂政」に任命されました。陽成天皇の時は幼帝の間に限定されていた「摂政」基経と元服後の陽成天皇の間に帰政をめぐる激しい対立が起き、陽成自身の犯行と見られている殿上殺人事件を契機に、基経が陽成を廢帝するに至ります。そして廢帝後の混乱を経て光孝天皇が中継ぎ天皇として即位すると、改めて基経は「摂政」に任命されます。公家社会の分裂・内部対立と事件は『日本三代実録』の記述時期以後も続き、光孝没後に予定外に息子の宇多天皇が即位すると、「摂政」に任じる宇多の詔を基経が政務拒否で光孝天皇と同じ文章・内容に変更させた阿衡事件が発生します。基経没後に親政を開始した宇多は菅原道真を重用、最終的に『宇多太上天皇—右大臣道真』と『醍醐

醐天皇―左大臣時平』の対立が道真左遷で前者の敗北につながります。清和・陽成・光孝・宇多四代の多くの時期は良房・基経が国家権力を掌握していたと考えられます。二人の地位呼称は天皇の年齢と関係なく「摂政」で、幼帝の時は「摂政」、成人なら「閑白」というパターンはまだ成立していません。中国では君主の年齢と関係なく臣下が政治を代行することがしばしばあり、良房・基経は中国本来の意味での「摂政」の地位にいたわけです。特に論文に書く程の話ではありませんが、研究者の共通認識になつていいように感じます。佐々木宗雄氏と私は良房・基経の「摂政」は天皇が成人の時期も含めて、天皇に代わり実質的に政務を行なう『王權代行者』であったとする説を提起していますが、通説とはなつていません。なお陽成と基経の対立により起きた陽成廢帝・光孝擁立は良房一門による文徳皇統の囲い込みの途絶と同時に、文徳皇統から光孝皇統へ皇統が替わった日本型の「易姓革命」として皇統の歴史上も大きな事件です。

良房・基経の「摂政」は正史から日記への変化、とりわけ『日本三代実録』の性格を考える上で不可分の問題であり、先に王權代行問題の当否と具体的内容を確定しておく必要があります。

## (二) 「摂政」良房・基経と霍光

良房・基経の「摂政」の具体的な内容を示す基本史料は次のようになります（①②は『日本三代実録』、③は『政事要略』）。

- ①貞觀八年（八六六）、応天門の変による良房の「摂政」任命記事・良房抗表・同重抗表、清和崩伝
- ②元慶八年（八八四）、光孝天皇即位時の基経の任「摂政」勅

③仁和三年（八八七）、宇多天皇即位時の基経の任「摂政」詔・同四年の第三度任「摂政」詔勅

「摂政」問題を中心に改めて政治の流れを補足、確認します。①応天門焼亡事件が解決されないまま、貞觀六年（八六四）冬から激化していた大納言伴善男と嵯峨源氏の対立は善男が左大臣源信宅を包囲するに及び、良房の弟である右大臣良相も同調します。病等を理由にしていますが、清和天皇と共にいた良房のもとに養子の蔵人頭基経から連絡があり、良房が清和に上奏した後、良房に「摂政」が命じられ、善男は配流、信・良相も自宅に籠もつたまま没します。後述するように良房は死ぬまで「摂政」の地位に

いたと考えられます。変自体も謎が多いのですが、日本史上初の幼帝として清和が即位した時には、「摂政」に任じた詔勅が確認できず、「日本三代実録」でも直接は「摂政」とする記事がない一方で、貞觀六年（八六四）正月に清和が元服しているにもかかわらず、変で良房が「摂政」とされている矛盾は解決されていません。後者は前述した中国本来の意味、年齢に関わらない「摂政」であるに過ぎないのですが、即位時の幼帝摂政問題は、「日本三代実録」の政治的性格とも関わります。

②基経は同一八年（八七六）一一月に清和が八歳の陽成に譲位する際、陽成の元服までに限定して「摂政」に任じられます。しかし清和が先に死去した状態で元慶六年（八八二）正月、陽成が元服すると、基経は幼帝摂政の辞退を名目に一年にわたり政務を拒否して陽成を圧迫、改めて命じられて「摂政」の地位を維持します。しかし両者の対立が継続した結果—現在のところ陽成自身の濫行や殿上殺人事件が理由と考えられていますが—陽成は廢帝されます。基経と嵯峨源氏の対立も背景にあつたようですが、新帝擁立まで複数の候補者の辞退が続いた後、同八年（八八四）一二月、高齢の光孝天皇が即位します。光孝は皇子・皇女を臣籍に下して皇位継承資格を喪失させることで自身が中継ぎ役の天皇であることを示す一方<sup>26</sup>、基経を「摂政」に任じる勅を下します。

③仁和三年（八八七）八月、光孝天皇の死去により、結果的に長子である宇多天皇（源定省）が即位して、基経に「摂政」を命じます。しかし、基経抗表に対する勅答（第二度勅）に見える「阿衡」を名目に基経は政務拒否を開始、阿衡問題の調査責任者を命じられた、嵯峨源氏の左大臣源融も基経に屈したか詔書改定を要求するに及び、宇多天皇は最初の任「摂政」詔を改めて、光孝天皇の時と同じ内容、一部は完全に同一文言を含む第三度任「摂政」詔勅を下します。

以上、①の良房は清和より先に没しますが、②③の基経は二度の政務拒否と陽成廢帝を通して陽成・光孝・宇多の三代にわたり、「摂政」の地位を継続した訳です。幼帝摂政は天皇に代わり王権を代行していく当然ですが、①応天門の変後の良房、②光孝天皇期・③宇多天皇期の基経に関しては成人天皇ですので、成人天皇にも関わらず「摂政」良房・基経が王権代行者であったか、たんに後の閑白に相当するのか、評価が対立している訳です。本格的な検討は別の機会に譲りますが、多少の分析を進めてみます。清和天皇—良房の①は「日本三代実録」が任「摂政」勅を收めていないため分析が複雑になるのに対し、②光孝天皇—基経は勅が収録されています。さらに③宇多天皇—基経に関しては、「政事要略」卷三〇「阿衡事」にまとめて、任「摂政」詔勅、学者の勘状、『宇

多天皇日記』が採録されており、詳細な分析が可能です。まず史料に恵まれた②③の基経を検討した後、①良房に関する『日本三代実録』の関連記事を検討することになります。

以下、煩雑を避けて、光孝天皇が基経に与えた任「摂政」勅を光孝A、宇多天皇が基経に与えた初度任「摂政」詔を宇多A、基経抗表に対する勅答（第一度勅）を宇多B、阿衡事件後の第三度任「摂政」詔勅を宇多Cと記します。まず刊本の『新訂増補 国史大系』（以下、「国史大系」と記す）により任「摂政」詔勅の関連部分を引用します（ア～ウは三詔勅の対応関係を示す表1と共に、宇多Cは後掲する想定原文に付す）。

【宇多A】仁和三年一月二日詔書「賜摂政太政大臣閔白万機詔」

ア 機巨細、百官已を惣ぶるに、イ 皆太政大臣に閑白し、然る後奏下せよ。ウ に旧事の如し。

〔藤原基経〕  
〔藤原基経〕

〔政事要略〕卷三〇「阿衡事」

【宇多C】仁和四年六月二日詔勅

〔藤原基経〕  
〔藤原基経〕  
太政大臣今より以後、衆務を輔け行ひ、百官を統べ賜へ。応に奏すべき事応に下すべき事、先の如く諮稟せよ。朕将に垂拱して成るを仰がんとす。

【光孝A】元慶八年六月五日勅

今日よりア官序に坐して就きて万の政を領べ行ひ、イ 入りては朕の躬を輔け、ア 出でては百官を統べし。イ 応に奏すべき事応に下すべき事、必ず先づ諮稟せよ。ウ 朕将に垂拱して成るを仰がんとす、と宣り御ふ命を衆聞き給へと宣ふ。

〔日本三代実録〕元慶八年六月五日条<sup>(27)</sup>

六国史諸本に関しては遠藤啓太氏の総合的な調査があり、『日本三代実録』現存諸本はすべて三条西家本系で、一六世紀初期に三条西実隆・公条父子が吉田家からト部家相伝本を借用して書写した本です。<sup>(28)</sup> 三条西家本は伝存していませんが、近世初期に忠美に書写された谷森本が書陵部、慶長本が国立公文書館に所蔵されています。前者が『国史大系』の底本ですが、共にデジタル化されオンラインで確認できるので校合に利用しました。<sup>(29)</sup> 問題はト部家本段階で全五〇巻に広本（完全な写本）と抄本（抄出本）が混在しているのですが、三条西家の書写状況を復元された柄浩司の詳論があり、必要に応じて付言します。ちなみに光孝Aは抄本

ですが脱文があり、「何」のメモ書きが残っています。「国史大系」は『類聚国史』で補っていますが、内容的にも前後でつながり問題はありません。『政事要略』卷三〇「阿衡事」は『国史大系』の底本である福田本の他、近世前期の東京大学図書館蔵本・蓬左文庫蔵神村家本で校合しました<sup>(3)</sup>。三書とも誤写が随所に散見しますが、幸い引用部に関しては三本全て「応奏之事応下之事、如先詔稟〈与〉」で一致しています。ところが平安末に成立した史書の『扶桑略記』では、『国史大系』や底本の文政三年官版では「応奏之事応下之事、先必詔稟〈与〉」となっています。何かの誤写が存在していることは確実ですが、「如先」から直接「先必」に誤写されることも、その逆も可能性はまずありません。実は『扶桑略記』諸本には、徳川家宣が書写した国立国会図書館蔵新井白石旧蔵本のように「先必先詔稟〈与〉」とするものがあり、近世前期の段階で「先必先」と「先」を重複した写本が存在していたことが確認されるので、『扶桑略記』と『政事要略』共通の原文として「必先詔稟〈与〉」を復元することができます。『扶桑略記』では一度「先」が重複した後、誤った意で後の正しい方の「先」が削除され『政事要略』では草書体が似ているので「必」を「如」と誤写したのでしょうか。想定される原文と三詔勅の対応は次のようになります。

【宇多C】想定原文

太政大臣今より以後、衆務を輔け行ひ、百官を統べ賜へ。イ 応に奏すべき事応に下すべき事、必ず先づ詔稟せよ。ウ 肢將に垂拱して成るを仰がんとす。

表1 光孝・宇多天皇の任「摂政」詔勅

ア 太政官政務	内 容
官庁(尔)坐(天)就(天)万政領行(比)。 出総百官(倍之)	【光孝A】元慶8年6月5日勅 【宇多A】仁和3年11月21日詔書
	【宇多C】想定原文 仁和4年6月2日詔勅
	衆務(乎)輔行(比)、百官(乎)統 賜(倍)

	イ 奏下の内覽	入輔朕躬：応奏之事応下之事、必先詔稟（与）	皆関白太政大臣、然後奏下	応奏之事応下之事、必先詔稟（与）
ウ 天皇の姿勢	朕將垂拱而仰成	一如旧事	朕將垂拱而仰成	

詳細は省略しますが、ア部が基經に太政官政務を命じており、イ部の「奏下」（太政官から天皇への上奏と天皇から太政官への命令・判断）における「詔稟」（光孝A・宇多C）・「閑白」（宇多A）は、後の閑白が太政官からの奏上を天皇より先に聴き、天皇からの下命も太政官より先に確認する内覽の職務に該当します。ア・イ部の制度的な職掌規定は結論的には坂上康俊氏が指摘されているように三詔勅で同一と言えます。<sup>(2)</sup> それと逆に相違するのがウ部で、イ部の「詔稟」・「閑白」で基經が出した意見に対する天皇の姿勢です。光孝A・宇多Cの「朕將に垂拱して成るを仰がんとする」の「垂拱」は儒教における徳治の理想像「垂拱無為」のことで、両手を互いに反対側の袖に入れ組み合わせて何もしない状態を意味します。天子の徳が高ければ、何もしなくても天下諸事うまく回るという、儒教の徳治政治の理想像です。もちろんここでは「詔稟」に対する姿勢の話ですので、基經が出した意見のまま天皇は命令を下す、という公約に他なりません。すなわち形式的には天皇が決定・命令するが、実質的には「摂政」基經が政務を決定するという構造です。日本学術会議の任命方法に喻えると判りやすいかと思いますが、「摂政」基經は政務処理上において実質的に王権代行者に他ならない、ということです。これに對して、宇多Aではウ部は「一に旧事の如し」と曖昧に述べているだけです。「旧事」は本朝なら先帝光孝と基經の事例、中国なら宇多Aが「閑白」の語を含む点から、後述する『漢書』霍光伝の宣帝と霍光がまず連想されるでしょうが、いずれにせよ「朕將垂拱而仰成」のように基經への従属を明確に公約している訳ではありません。宇多天皇が天皇権力の独立回復を謀り絶対追従文言を曖昧にした故、基經は「阿衡」を名目に政務拒否を開始、最終的に光孝Aと同一内容、とりわけ問題のイ・ウ部「応奏之事応下之事、必先詔稟（与）」。朕將垂拱而仰成」は完全に同文の宇多Cを出させることで、

王権代行者の地位を継続した、ということです（宇多Aとの同一文言部分は谷森本・慶長本に存在）。

少なくとも任「摂政」詔勅に関する限り、②光孝天皇・③宇多天皇の時の基経が王権代行者であつたことを確定できましたので、時代を遡り①応天門の変後の「摂政」良房に関する『日本三代実録』の検討に入ります。陽成・光孝天皇の時の基経については任「摂政」詔勅を収録しているのに対して、良房の「摂政」任命を記す貞觀八年八月一九日条には、「太政大臣に勅して、天下の政を撰行せしむ」および諸寺の検察に関する簡単な記事しかありません。その一方で次の二三二日条は良房の「抗表」、二四日条は「重抗表」を収録しています。任「摂政」勅を収録せずに抗表・重抗表は採録しているのは不自然です。

同年を含む『日本三代実録』卷一三は永正一六年（一五一九）に三条西家が卷一～一八をまとめて写した一部で、「ほぼ完全に修補された抄出本でないト部家の本」です。補填が確認されるのは卷一五・一六で、また省略の場合は「云々」が使用される点から、本巻は省略・補填のない広本と考えられます。この問題は改めて触ることにして、本節では『日本三代実録』が示している良房の「摂政」の内容を検証します。「摂政」良房と清和天皇の国政上の関係は、勅が収録されていない任命時よりも、後に清和天皇が死去した際の崩伝に情報が豊富です。

是日申二刻、太上天皇円覚寺において崩ず。（中略）ア外祖父太政大臣忠仁公、当朝を摂政す。枢機整密、国家寧靜。天皇已  
を恭しくして成るを仰ぐ。イ嘿して靈綱を握る而已。ウ忠仁公薨殂して、天皇躬ら政事に親しむ。率由恭儉す。（後略）

（『日本三代実録』元慶四年一二月四日条）

ア部に「太政大臣忠仁公、当朝摂政。枢機整密、國家寧靜。天皇恭己仰成」とあります。「天皇恭己仰成」は宇多C・光孝Aのウ部「朕將垂拱而仰成」と対応しえる文言であることは確かですが、「枢機整密」の「枢機」は、①枢機な政務、②国家の大政、程度の意味であり、①ならともかく、②の場合は「枢機整密。國家寧靜」は国政全般の安定を示しているにすぎません。基経に対するイ部「奏下」における「詔稟」＝「閑白」と同様の権限を良房に命じているかは崩伝でも判らず、摂政任命時にも清和崩伝でも、良房が奏下と関わり、また「天皇恭己仰成」に相当する天皇追從文言が勅に存在したかは確認できません。

奏下に良房が関わることは八月一九日条ではなく、良房抗表・重抗表に「而るに今忽ちに諭言降りて、更に機務に預からしめ給ふ」

「重ねて機密を掌るを得んや」と見える点から確認されます。「機務」「機密」の日本における実例を検討した河内祥輔氏は「天皇の裁可<sup>(4)</sup>を必要とする」政務の意味としており、抗表・重抗表は良房が「摂政」として奏下に閲与したこと<sup>(4)</sup>を示しています。ただ「天皇恭己仰成」の対象が直接「機務」「機密」なら、一義的に基經同様の王権代行者ということになりますが、直接的対象はあくまで「枢機整密」ですので確定はできません。別日の条文である抗表・重抗表の「機務」「機密」と結びつけるかは読み手により分かれます。

A 清和の「天皇恭己仰成」は良房の「枢機整密」②||『国家の大政』全般への姿勢

B 清和の「天皇恭己仰成」は良房の「枢機整密」①||『枢機な政務』||「機務」「機密」への姿勢

ただ「枢機」とは「機」が共通ですから「枢機」を使用している点では、『日本三代実録』は読み手をBへ誘導しているようにも見えます。とくに「仰成」は光孝A・宇多Cと共通です。なお続く崩伝イ部「忠仁公薨殂、天皇躬親政事」は、良房没後に清和天皇が親政を本格化させたことを意味しますが、良房生前がAでもBでも問題なく解釈できます。「哩握<sup>(5)</sup>靈綱而已」に関しては確認だけにしておきますが、「憲綱」は「大きなり。おきて。法律の綱領。法則。又、官職の秩序」の意なので、坂上康俊氏が指摘されている、『西宮記』卷二除目に「貞觀十三年正月九日、公卿議所に就き、除目議有り、と云々」と天皇が臨席せず摂政が主催する議所で除目（人事）が行われている点と対応します。ただ「哩」からは、清和が人事権を掌握していたのか、実際は良房が掌握していたのかは不明と言わざる得ません。ちなみに抗表・重抗表の「更」「重」からは、幼帝時にも良房は奏下に閲与していたとも、単に今までの恩恵に加えてとも、この点でも両様解せます。

以上、応天門の変による良房の任「摂政」関連記事は清和崩伝も含めて、内容的にも、時間的にも複数の意味を生み出しており、多様な解釈が可能なことが特徴です。テクストの意味生成の多義性が極度に活用されている事例でないでしょうか。任「摂政」勅を含まない地文のみの短い記事と語意の複数性、別日の条文により異なる意味を同時に生み出している点に、『日本三代実録』の政治テクストとしての性格が端的に現れていますが、この問題は第四節で改めて触れます。とまれ清和天皇に対して外祖父であり、老練な政治家である良房が「摂政」であれば、清和天皇が追従文言の有無に関わりなく、实际上「天皇恭己仰成」的な姿勢でいたことには間違いないでしょう。逆にミウチ関係がない故一さらに宇多は独立を企てた点が加わります一基經は天皇の絶対追従を公

約させる必要があつたのでないでしょうか。本報告のテーマはあくまで正史から日記への変化を考えることですから、かかる理解で十分でないでしょうか。

以上、良房に関しては任「攝政」勅が天皇追従文言を含んでいたか確定できませんが、基経が「朕將垂拱而仰成」により王権代行者でいたことは確実で、良房も実際上は同様と見られます。ただし基経に関する実際の政務運営が必ずしも詔勅どおりに運営されていたかはまた別問題であり、とくに「下」にあたる天皇からの発案・命令行為自体は光孝A・宇多Cでも制約されていません。例えば『宇多天皇日記』寛平元年一月十九日条では、賀茂社奉幣の方法について、宇多天皇側から藏人頭時平を通して基経に対し二択の形で「談」じ、基経はどちらでも可としております。基経が独自に判断したり止めた場合はそれに従わざるをえないのでしょうかが、天皇の主体性が完全に喪失しているわけではないことは付言しておく必要があるでしょう。阿衡事件後も『宇多天皇日記』を表面的に読むかぎり、宇多は普通に親政をしており、基経に制約されているようには読まないでしょう。光孝・宇多天皇期に神祇祭祀や儀礼の整備が進められた背景には、天皇側が発案しやすく、基経も比較的認めやすい、あるいは否定しにくい側面もあつたのかもしれません。

とまれ『日本三代実録』には、卷六八「霍光伝」を中心に『漢書』との間テクスト性が重要な役割を果たしています。本節の最後に「閥白」の語源として指摘されてきた、宣帝と霍光の事例を確認しておきます。

<sup>a</sup>〔董説〕  
光後元より万機を秉持し、上即位するに及び、乃ち帰政す。<sup>b</sup>上諫讓して受けず、諸事皆先づ光に閥白し、然る後天子に奏御す。  
<sup>c</sup>光朝見する毎に、上己を虚しくして斂容す、礼下の已甚し。

（『漢書』卷六八「霍光伝」）

霍光は前漢の武帝が死去するにあたり、幼少だった昭帝の輔政を委ねた三人の一人です。昭帝の死後に擁立した昌邑王賀は濫行が酷いために廢帝し、改めて民間にいた宣帝を擁立します。武帝の後元年間以来、政務を執り続ける霍光は、宣帝が即位すると帰政しますが（a部）、宣帝は謙讓して、自身への上奏は先に霍光に「閥白」させてから奏させています。宇多Aでの基経の「閥白」は後の内覽に相当する職掌にすぎませんが、逆にまさにイ部「皆閥白太政大臣、然後奏下」の原型がb部「諸事皆先閥白光、然後奏御天子」と考えられます。さらに留意すべきはc部、朝見毎に宣帝が霍光に対して取つた低姿勢「上虛己斂容、礼下之已甚」で

す。「閔白」の原型は君主側の謙譲・追従と一体的であるにも関わらず、宇多Aでは「一如旧事」と曖昧にしてしまい、「日本三代実録」でも清和崩伝側で前述したA・B両義的に「天皇恭己仰成」として取り込んでいる、ということです。「霍光伝」との濃厚な間テクスト性からは、「阿衡」を名目とする基経の政務拒否も、a部宣帝と霍光の「帰政」をモデルとして強行されたと考えられます。臣籍から即位した宇多天皇は「民間」から即位した宣帝と高い類似性を有しています。宇多Aは「閔白」で基経を霍光に比することで、続く「一如旧事」が「霍光伝」のC部「上虚己斂容、礼下之己甚」も踏まえているかのように、ひいては光孝Aの「朕將垂拱而仰成」を踏まえているかの如く印象操作しながら、実は絶対追従の明言を避けていた、ということです。<sup>(36)</sup>ちなみに宇多A以前に、光孝Aも「古之伊霍」と、伊尹と霍光を挙げています。共に廢帝を行った二人に比することで、陽成を廢帝した基経と光孝自身の即位の正当化がはかられているのでしょうか。

宇多Aおよび基経初度辞表に対する、問題の「阿衡の任」を含む勅答（宇多B）には、天皇追従文言の削除以外にも基経批判が籠められており、「日本三代実録」の編纂意図に通じる問題があるので、ここでもう少し確認しておきます。まず宇多Aは基経に対して「嗚呼三代撰政、一心輸忠。先帝聖明、仰其撰錄」と述べています。「一心輸忠」の「輸忠」は、『漢書』では巻六九上「王奔伝」に収録された、王奔の功勞徳沢を讃える大司徒司直陳崇の上表中の一事例しか存在していません。崇上表は王奔の人徳を列挙していますが、その中に表面的な辞退を繰り返した後に娘を立后した王奔の姿勢を謙虚さとして含めています。また宇多Bには「先帝右執卿手、左撫朕頭、託以父子之親」と、臨終の光孝天皇が両手で基経と定省を結んだ比喩として、「父子之親」が見えます。「父子之親」も『漢書』には一例しかなく、一つは前述した「王奔伝」中の陳崇上表、もう一つは「宣帝紀」地節四年夏五月の「詔曰、『父子之親、夫婦之道、天性也。雖有患禍、猶蒙死而存之』」です。霍光が没した後、宣帝親政下で霍氏の抑圧が進む中、許皇后の死が霍光夫人頭による毒殺だったとの風聞が流れた結果起きた、霍禹らの謀反で霍氏は滅亡します。宇多天皇は広相の娘義子との間に二人の親王が既にいました。宇多A「一心輸忠」・宇多B「父子之親」は王奔と霍光を重ねて、娘の温子を入れさせようという基経への批判を明確化するのみならず、基経と周辺の打倒の意図をも内在させている、ということです。かかる「一心輸忠」の主語である「三代撰政」もまた重要な意味生成が含まれていると見ると見るべきでしょう。

宇多Bにも「三代緝熙」とあり「三代」が反復により強調されています。定型文言的にも使用される語ですが、基経に当てはめた場合、宇多A・Bの時点では「摂政」は陽成と光孝二代のみなので違和感と疑問を生じさせます。一方、霍光は武帝没後に摂政として昭帝・昌邑王賀・宣帝の三代にわたり権勢を掌握しています。基経を伊尹と並べた光孝Aを前提とする宇多Aにおいて、「皆閑白太政大臣、然後奏下」は宣帝と霍光のイメージを宇多と基経に重ね合わせることになりますが、「三代摂政」は、基経＝霍光のイメージをさらに昭帝・昌邑王・宣帝の三代にわたり拡大、強化する機能を果たしていることになります。ちなみに幼帝で即位して成長後に元服した昭帝と清和天皇、濫行で廢帝された昌邑王賀と濫行の末に殿上殺人事件で廢帝された陽成天皇、民間から擁立された宣帝と臣籍から即位した宇多天皇、三代にわたり類似性が顕著です。また後の『日本三代実録』の「三代」は清和・陽成・光孝ですが、前述したように光孝Aは基経を霍光に比しています。宣帝とは光孝天皇と宇多天皇の父子で対応させる必要がありますが、宇多A・Bおよび『日本三代実録』の「三代」の語には、「三代摂政」である霍光に基経、ひいては良房を対応させる意図が存在している可能性があります。そもそも『日本三代実録』は宇多親政の一環として編纂が開始されており、阿衡事件で挫折した宇多の天皇権力回復運動の延長に『日本三代実録』の編纂開始があるとすれば、宇多A・Bと『日本三代実録』には共通性・連続性が存在していた可能性は高いのではないかでしょうか。

以上、阿衡事件では『漢書』の霍光を中心に、王奔も踏まえて高度な駆け引きが展開されており、宇多A・Bの起草者たる橋広相、「阿衡」を問題とした基経家司藤原佐世など、学者・文人貴族が両陣営の闘争上、重要な役割を果たしていましたことが見えます。「摂政」良房・基経とポスト基経の時期が、学者・文人をも動員した激しい「テクストの戦争」の戦時であつた点は、正史から日記への交代の背景として重要な意味があると考えられます。

### (三) 『日本三代実録』①——正史の編纂

前述したように正史の途絶と公家日記の出現は「摂政」基経と後継者時平の時代を舞台に交差していますが、そもそも六国史の後半三書は良房・基経の時代の記録であり、編纂時期も時平を加えた三世代に集中しています。正史編纂とは時代の『事実』を

国家的に確定する行為に他なりません。確定された『事実』は『眞実』である事実とは限らず、特定の個人・集団に都合の悪い『眞実』は隠蔽され、逆に都合の良い『事実』が正史には記されている可能性があります。事件や特異な政治構造が続いた摂関制成立過程においてはとりわけ、良房一門を正当化する『事実』や不都合な『眞実』の隠蔽が組み込まれていないか、あるいはその逆はないか、歴史史料として利用する前に、編集作業と内容の両面から政治テクストとしての綿密な検証が本来、不可欠なはずです。正史の途絶と日記の出現とも密接に関わる可能性があるでしょう。本節では先行する二正史の編纂の概略を確認した上で、『日本三代実録』の編纂状況を概観します。

### 1 『続日本後紀』『日本文徳天皇実録』

まず『続日本後紀』の編纂は文徳天皇の齊衡二年（八五五）に始められ、完成は清和天皇の貞觀二年（八六九）です。この間、同八年（八六六）の応天門の変を契機に良房は「摂政」となり同一四年（八七二）九月に六八歳で没するまでその地位にいたことは前述しました。編纂が開始された文徳天皇期でも良房の権勢は絶大で、文徳天皇は最後まで内裏に常住することはないまま、天皇聽政も途絶します。<sup>(35)</sup>嘉祥三年（八五〇）から齊衡元年（八五四）の太政官符の上卿（責任者）を右大臣良房が独占していたことが指摘されており、<sup>(36)</sup>上卿を独占することで太政官の立場のまま、閥白の内覽に近い実權を実現していたと考えるべきでしょう。完全に非制度的な実權故、第三者の耳目を排除する上で内裏非居住や聽政の途絶は有効だったのではないでしようか。かかる政治構造は清和にも良房死去まで継承されることになります。皇位継承でも惟喬親王ら兄三人が存在するにも関わらず、良房の外孫である惟仁親王（清和）が生後八か月で立太子されています。すなわち、『続日本後紀』は右大臣良房の絶大な権勢のもとで編纂が開始され、最終的には「摂政」良房の王権代行的執政下で完成したということです。

実録の対象期間は仁明天皇の天長一〇年（八三三）から嘉祥三年（八五〇）までの天皇一代です。この間、承和九年（八四二）の承和の変は嵯峨太上天皇の死去に伴う謀反事件で、密告により中納言良房が嵯峨の皇后橘嘉智子に報告、最終的に嵯峨系と淳名系の両統迭立が解消されて、嵯峨の子である仁明天皇の皇統に一本化されて、代々ミウチ関係を構築した良房一門が絶大な勢力を

持つことになります。良房の陰謀とする理解が通説になっていますが、記事が詳細な割に通説も推論の粒を越えられていません。<sup>(40)</sup> 遠藤氏は『続日本後紀』に関して、「変について記事は詳細で、宣命・詔勅から処分された東宮坊官二十八名に至るまで、『重点の所在』を示す」とする一方で、「地の文で事件に関する可否を論じた部分はなく、選者としては、詳細は宣命・詔勅の本文に委ねて、客観的な叙述に徹した印象を受ける」「抑制された事実評価の奥にある意図、いわば内包される主觀は検証されるべきだろう」とされています。国家テクストを含む公的情報に限定した記事の地文の欠落は、変の内実の隠蔽に他ならないのでないでしょうか。やはり氏が留意されているように、『続日本後紀』は初めての天皇一代記であり、故に編者三人は「実際に巻き込まれた政治事件を記述」しています。後代の編纂に委ねることなく、首謀者である良房自身が主導して、陰謀を隠すために編纂した可能性を想定しておくべきでしょう。

編纂開始時の編纂者は公卿は藤原良房・藤原良相・伴善男、そして春澄善繩・安野豊道の計五人です。遠藤氏は前年に左大臣源常が没して良房が太政官最上首となるのを待ち、充当したと指摘されています。他の編纂者もまず右大臣良相は良房の同母弟です。清和天皇が即位した後は太政大臣良房が常に清和の側にいたことが前述の抗表に見える一方、太政官符の上卿は良房に替わります。清和天皇が即位した後は太政大臣良房が常に清和の側にいたことが前述の抗表に見える一方、太政官符の上卿は良房に替わります。<sup>(41)</sup> ほぼ良相一人が行うようになり、二人で幼帝親政を演出していくと考えられます。公卿の残り一人は応天門の変で良相と連携する善男ですから、公卿の編纂者は良房陣営で独占していたとみるべきでしょう。残りの二人のうち、春澄善繩は承和の変では周防権守に左遷されていますが、翌年の赦の後は良房と密接な関係にあつたと覚しく、承和二年（八四四）に物杖に死靈は無関係です。嵯峨太上天皇の遺訓と亡者の祟りとするト筮が矛盾したため、良房の指示により善繩と菅原是善が中国の事例を勘申した結果、遺戒が改められています。<sup>(42)</sup> 本件は良房が嵯峨太上天皇の權威を否定して自己の權威に置き換える重要な契機の一つであり、また死期の迫った春繩が恩叙された際には良房が朝服を脱ぎ与えたことを、『日本三代実録』は「時人之を榮す」と記しています。<sup>(43)</sup> 善繩は良房と近い関係にいたと考えられます。序には良房と善繩の二人の名しかなく、応天門の変で失脚した良相と善男に加え、安野豊道も編纂からはずれたと考えられるため、『続日本後紀』は良房一門の色濃い管轄下で編纂が進められ、「摂政」良房と良房に近い善繩の二人のみで完成されたことになります。やはり本書が初めて天皇一代で編纂された最大の理由は、編纂時期を早めて後代

の編纂に委ねることなく、変を企んだ良房本人が自身の生存中に変の裏面を隠蔽すべく編纂したとすれば、整合的に理解できます。次の『日本文徳天皇実録』では書名も一代記に付せられる実録に変更されて、一代記としての性格がより明確になっています。編纂開始は序では貞觀一三年（八七二）です。この年は二月に前代以降途絶えていた宸紫殿での天皇聽政が復活しています。<sup>(45)</sup>翌年二月一五日に良房が「咳」病で内裏から退去して、九月二日に没します。死因がこの「咳」病なら流行するのは同年正月ですが、一三年段階で良房は六八歳ですので、感染前に高齢により清和親政が本格化した一環として編纂が開始された可能性が高いでしょう。完成は清和太上天皇が崩御する前年の元慶三年（八七九）<sup>(46)</sup>一月です。開始時の編纂者四名、藤原基經、南淵年名・都良香、大江音人のうち、年名と音人は元慶元年（八七七）、良香は同三年（八七九）に没して、完成時に生存しているのは公卿の基經のみとなります。さすがに同二年（八七八）に菅原是善が追任されています。内容的には承和の変のような大きな政治事件は存在しません。陽成即位は清和と同じ九歳になる直前の貞觀一四年（八七二）一月で、清和は譲位にあたり右大臣基經を陽成の「大成の日」（元服）までに限定した「摂政」としています。<sup>(47)</sup>基經の王権代行を幼帝の間に限定することが、陽成を幼帝で即位させた目的であつたと考えられます。良房の後継者基經と対決するのではなく、「摂政」としながらも時期を限る一少なくとも後の宇多天皇と比べれば一稳健な基經抑制策の下、基經を責任者として編纂された実録です。

## 2 『日本三代実録』

阿衡事件から編纂に至る過程を簡単に確認します。宇多も当初は東宮を居所としており、基經の死から一月後にようやく内裏に入ります。前年一〇月頃に病が重くなつた基經が太政官直廬から私第に退くまでの三年余間、「天皇は一見皇太子のごとく、大内裏の主は天皇にあらずして基經であつた」と目崎氏が述べられたところです。基經死去の四日前、『日本紀略』寛平三年正月九日条には「天皇太政大臣の病を労り問はんがため、堀河第に幸せんと欲す。然れども卒然として勅有りて、之を停止す」と見えます。「霍光伝」には臨終の霍光を宣帝が訪問した記事があります。霍光没後に宣帝は霍氏を滅ぼすので、むしろ予定のまま行幸した方が相応しい気もしますが、労問を中止した突然の「勅」こそ天皇の独立回復、「摂政」霍光をモデルとした時代終焉の宣言だ

つたのは間違いないでしょう。とはいって、「摂政」良房・基経の時代は正史として最終的に『事実』確定する作業が残されており、『宇多一道真』と『醍醐一時平』両陣営対立の焦点になります。

『日本三代実録』の編纂開始は諸説ありますが、序文では寛平五年（八九三）です。

①大納言正三位兼行左近衛大将皇太子傅陸奥出羽按察使臣源朝臣能有

②中納言兼右近衛大将從三位行春宮大夫臣藤原朝臣時平

③参議勘解由長官從四位下兼守右大弁行春宮亮臣菅原朝臣道（唐）

④從五位下行大外記兼播磨權大掾臣大藏朝臣善行

⑤備中掾從六位上臣三統宿祢理平

①大納言源能有・②中納言藤原時平・③参議菅原道真の公卿三人に『日本三代実録』の政治性が顕著に看守されます。第一に先行二史は太政官首班である良房・基経が筆頭でしたが、左大臣源融・右大臣藤原良世がいるにも関わらず、文徳源氏の大納言源能有が選ばれています。良世は良房の弟ですから良房一門を避けたと理解できますが、首班の融は逆に良房一門と対立してきた嵯峨源氏であるにも関わらず外されたのは、あるいは阿衡事件の際に「阿衡」勘申の上卿とされたにも関わらず、最終的には基経側に回り宇多Aの改訂を迫った離反行為も影響しているのでしょうか。第二に菅原道真は、この年二月一六日に参議として公卿の末席に加わり、続けて同月二二日には左大弁として弁官局のトップも兼ねます。<sup>(4)</sup>以後、道真是時平と対のように昇進を重ねて時平抑制の役割を担いますが、宇多は首班能有と道真で時平を挟み込み抑える周到な体制で編纂を開始した、ということです。ちなみに『日本文徳天皇実録』と『日本三代実録』は「摂政」没後の親政開始に伴う徳政としての性格が共通していますが、親政開始からほどなく編纂を命じた清和と異なり、宇多には多少の時間差があります。道真是親政開始後に藏人頭に抜擢されており、紀伝道の家出身者で藏人頭になつた先例は橘広相一人であり、広相と道真の共通性には即位当初の天皇独立闘争と基経没後の宇多親政の連続性も読み取れます。当代を代表する学者の道真は公卿でなくとも編纂者にふさわしかつたはずで、宇多は道真が公卿となり、上記の体制が可能になつて初めて初めて編纂を命じた、と理解すべきでしょう。

公卿以外の④大外記大蔵善行は道長と並ぶ学者で、⑤三統理平はその門下生です。この二人は『日本三代実録』の完成と関連して触れます。実録の撰進は醍醐天皇の延喜元年（九〇一）八月二日、前述したように同年正月七日に道真が謀反の嫌疑で大宰権帥に左遷された七か月後です。時期的タイミングから、この昌泰の変には実録が完成に近づいたことも起因であつた可能性、さらに変後の半年余りの時間で時平側により、良房一門に不都合な内容の削除・修整や正当化が加えられた可能性を想定せざるをえないでしよう。まず編纂開始時の編纂者五名のうち、能有は寛平九年（八九七）に死没するので、能有と道真で時平を挟み込む体制が崩壊しますが、さらに道真を除いた時平・善行・理平の三名のうち、理平は編纂期間に少外記、さらに大外記に任命されています。注目されるのは道長が左遷された正月七日の除目で従五位下となつた後、二月一九日に越前介に任命されている点です。<sup>(49)</sup> 従五位下は最下層の貴族の位で特別な意味を持ち、五位（従五位下）になることを他と区別して叙爵と呼ぶほどです。ところがその翌月には国司として越前国に下ることになるわけです。越前介は正六位下相当ですので、後述する工藤重矩氏は叙爵直後の任命は「やや不審」と指摘されています。道真左遷後の『日本三代実録』の修整作業にあたり、口封じに叙爵した上で編纂から遠ざけることが目的であつた可能性はないでしょうか。

大蔵善行に関しては、実録が撰進された翌九月、時平が別第で善行の七十賀宴を開催、多くの文人が集まり、一九名が詠んだ二五首の漢詩が『雜言奉和』に収録されています。理平も参加しているので、実録完成時の編纂者三名全員が、主役・開催者・七盃之酒の役で出席している訳です。時期的にも編纂の慰労を兼ねた宴と考えられます。門外漢には漢詩の解釈や文人の事情の検討は難しいですが、時平や文人貴族の反道長の宴とする議論を否定する工藤氏の専論に逆に編纂問題を考えさせる論点が多く、依拠しながら考えてみます。<sup>(50)</sup>

宴は善行の祝賀よりも、大外記従五位上にすぎない善行に盛大な賀を開いた時平とその恩を讃えているところに特徴があります。祝詩は「時平の挙を通して善行の幸を言う型が多」く、「時平の恩を直接に言う者」が八人を数えます。そして七盃之酒の役を務める時平以外の六人も、善行門下生ではあるが時平の勧誘により参加した人々です。つまり、この宴は善行の賀を名目に、時平が文人貴族に恩恵を示して逆に賞賛されるために自ら開催した宴ということです。そもそも故に時平の恩恵が強調される訳です

が、善行の賀を開催したこと自体が異例で不審があります。善行は基経・忠平の「撰関侍説」である<sup>51</sup>ので、時平の侍説でもあつた可能性は高く疎遠な関係ではなかつたとは考えられます。工藤氏が指摘されるように、身分の差のみならず、善行の四十賀・五十賀・六十賀は開いていないので七十賀は開いている点は不自然です。氏は『日本三代実録』撰進の翌月であることから、七十賀の形をとつた実録完成の慰労会と位置づける一方で、後述するように参加者の詩に善行への不満が看取される点から、延喜五年（九〇五）に開始される『延喜式』編纂を善行中心に進めるため、時平や主な儒者が善行を「師」「先生」と仰ぐことで非難を鎮めようとした、と結論づけます。しかし四年後に始まる計画よりも、前月に撰進した『日本三代実録』との関係をまず優先的に検討すべきでしょう。工藤氏は撰国史所に関わった文章生・学生・内記などが宴に参加していたと推測されていますが、以上の諸点から、この宴は善行七十賀を名目に実録編纂関係者を広く集めて、表面的には学者・文人を重んじる姿勢をアピールしながら、時平への従属と編纂過程・内容の暗部の黙秘を求める二重性が存在していた可能性が否定できず、時平を讃える群詩は文人達の時平への服従の証、踏み絵でなかつたでしょうか。工藤氏の御論に推測を重ねることになりますが、参加者の詩は推測にある程度の根拠を与えてくれます。

宴の主役のはずの善行の二首に対しても氏は、「不遇の嘆き、致仕隠退の気配、そして『詩經』に託しての恩恵の願い」を読み取り、賀宴に相応しくない「氣弱さ」を指摘しています。善行の致仕は本人が詩中に「懸車の退老なるは忽ち今朝なり」と老齢による致仕を独白しているのみならず、小野美材や三善清行の詩にも詠まれている一方、時平の詩は「當時許さず帰田を賦すを」と醍醐天皇が致仕を許さなかつたことを指摘しています。隠退を願い出る致仕は上表を二・三度繰り返しますが、第一表は旧暦で歳が増える正月に行なうことが基本です。第二・三度は『日本三代実録』撰進の後となるのでしきょうが、善行の第一表は七日に道真が左遷され理平が勲爵を受けた正月に提出したが許されなかつた点、道真との対称性が際立ちます。また三好清行の詩は、道真を諫めた有名な「奉旨右相府書」と「裏返しの形で善行を称えている」と工藤氏が指摘されています。

紀長谷雄の詩に「司馬は晩年修史了り、尚平は残暮家休を念う」と直接、実録編纂について詠われています。「司馬」は司馬遷の史記編纂のことですから、左大臣時平が『日本三代実録』の編纂を指揮して完成させたことを指します。一方「尚平」は後漢の

尚長で、王奔に仕えることを拒否して隠棲した人物です。工藤氏は善行の詩に致仕を指す以上の意味は読み取られていません。しかし前述したように、宇多Aに「三代攝政、一心輸忠」とある「輸忠」は、王奔のイメージを重ねて基経を批判していました。長谷雄の詩には、『善行は致仕をしないまま時平に従い、王朝篡奪者王奔同様の「攝政」良房・基経の歴史を書くのか。編纂が終わつたら漸く致仕をするのか』、という批判と皮肉の意味を読み取ることも可能でしょう。工藤氏は他の参加者等の詩にも善行の致仕問題への不満を読み取られていますが、時平には判らないだろうという自負か、露見も気にしていないのかはともかく、おそらく善行は致仕もできないまま、道真左遷後の『日本三代実録』の修整を主導もしくは担当し、文人貴族達には不満・批判を高めた者もいた解消として、さらに編纂に関する口外禁止の圧力も併せて、時平は善行七十賀を開いたのでないでしょうか。参加者の詩の分析を進めれば、かかる理解の正しさを示す論拠が見つかる可能性はありますですが、今回は編纂をめぐる動きの傍証確認までに止めて『日本三代実録』自体の内容の検討に移ります。

#### (四)『日本三代実録』②—「テクストの戦争」

ここまで理解が正しければ、『日本三代実録』の編纂過程には道真側と時平側の対立があつたはずで、道真側は基経・良房批判を組み込もうとし、時平側はこれに対抗する。右大臣能有が没して時平に対する抑制力が低下した後、この対立の限界を迎えたことが道長左遷の原因、少なくとも一因であつた可能性は十分、検討する意義がありそうです。王奔はともかく、昭帝・昌邑王・賀・宣帝三代にわたる霍光や周辺の事績には功績と悪惡の両面がある以上、両陣営の間で霍光を中心とする『漢書』、そして他の中国典籍を踏まえた高度な駆け引きが行われたのでないでしょうか。宇多から醍醐への譲位、能有の死去もあり實際は複雑な過程でしょうが、便宜的に道真左遷以前を道真側が良房一門への批判を組み込もうとした第一段階、左遷以後を時平側が削除・修整を加えた第二段階として設定、検討を進めたいと思います。まず良房の「攝政」と関わる応天門の変と清和崩伝、次に基経による陽成廢帝を取り上げます。

## 1 「三代攝政」—応天門の変と『漢書』五行志

まず応天門の変を中心に「三代攝政」問題を検討します。宇多A「三代攝政、一心輸忠」の「一心輸忠」が王奔を踏まえて基経の娘温子入内への批判である点から、「三代攝政」にも批判の意味が存在している可能性は前述しました。『日本三代実録』の書名に含まれ、一代記の実録から紀への内容的回帰の一因でもあろう「三代攝政」は、本来は良房・基経への総括的な批判の言葉だったことが予想されます。ただし宇多一道真側の意図は、道長左遷後におそらく削除・修整されたはずですから、語句の一致など厳密な関係を検証するのは困難と考えられます。しかし、『漢書』の中で「三代攝政」と関わり、霍光＝良房・基経に致命的なテクストを有力な候補として検証することは可能です。

【攝政】任命の契機となつた応天門の変のモデルは、『漢書』五行志に見える、昭帝の時の二つの火災と考えられます。

- ① <sup>a</sup> 昭帝元鳳元年、燕城南門災す。<sup>b</sup> 劉向以為へらく、時に燕王邪臣をして漢に通ざしめ、讒賊をなし、逆乱を謀む。南門は漢に通づる道なり。天戒曰ふが若し、邪臣往来し、漢に姦讒をなすは、絶亡の道なり、と。<sup>c</sup> 燕王寤らず、卒に其の辜に伏す。
- ② <sup>a</sup> 元鳳四年五月丁丑、孝文廟正殿災す。劉向以為へらく、時に孝文は太宗の君、成周宣榭の火と同義なり。<sup>b</sup>先是、<sup>c</sup>皇后の父車騎將軍上官安・安父左將軍桀謀りて逆をなし、大將軍霍光之を誅す。<sup>d</sup> 皇后光の外孫、年少にて知らざるを以て、位に居ること故の如し。光後の子有らんことを欲して、上の侍疾医の言に因り、禁内・後宮皆進るを得ず、唯皇后顛寝す。<sup>e</sup> 皇后年六歳にして立ち、十三年にして昭帝崩じ、遂に繼嗣絶ゆ。光朝政を執ること、猶周公の攝のごときなり。<sup>f</sup> 是の歳正月、上元服を加ふ。詩・尚書に通じ、明憲の性有り。光周公の徳亡くも、秉政九年周公より久し。上既已に冠すれば帰政せず、將に国害をなす。故に正月元服を加へ、五月に災見ゆ。<sup>d</sup> 古の廟皆城中にあり、孝文廟始めて外に出し居く。天戒曰ふが如し、貴を去りて正さず、てへり。<sup>e</sup> 宣帝既に立つも、光猶攝政す。驕溢制を過ぎ、妻顯許皇后を殺すに至る。光聞けども討たず、後に遂に誅滅さる。

（『漢書』卷二七上「五行志」）

①元鳳元年（紀元前八〇）の焼亡は燕城南門（a部）、燕王が漢に逆乱を企んだため、使が燕と漢と往来する際に用いる南門が焼かれました（b部）。天が警告したにも関わらず、燕王は悟らずに罪に服することになります。②同四年の焼亡は孝文廟正殿（a

部)、天戒の理由は昭帝が元服した後も霍光が「帰政」しないことが、昭帝と宣帝に「国害」をもたらすからです(c部)。「驕溢過制」もあり、霍氏は光の没後、宣帝に一族誅殺されることになります(e部)。清和天皇および応天門の変との共通点は数点すぐりに気がつきます。第一に火災と場所です。「摂政」霍光と直接関わる②で焼亡したのは「孝文廟正殿」ですが、①の「燕城南門」を介することで(a部)、大内裏朝堂院の南門である応天門と対応ええます。もう一点指摘できますが後述として、第二に幼帝即位および元服と火災の組み合わせです。昭帝は正月に元服、五月に焼亡なのに對して、清和天皇の場合は元服は貞觀六年(八六四)正月、応天門炎上は同八年閏三月で二年の間がありますが、両事例の共通性は明白でしょう。やや弱いですが第三に閨房問題があります。まず昭帝の上官皇后の父安とその父が謀反を起こして光に誅殺されています(b部)、応天門の変の対立陣営の一方が女御多美子の父右大臣良相です。「摂政」霍光の招いた「国害」は二点、昭帝に対しても、光は安とその父の謀反を鎮圧した後は、自身の外孫でもある皇后が子をなすことを期待して幼少の皇后以外の女性を昭帝に近づけさせなかつた結果、繼嗣のないまま昭帝は死去します(b部)。宣帝に対しては、光の妻顕が宣帝が民間時代に結婚していた許皇后を毒殺したにも関わらず、光は処分しませんでした(e部)。五行志に説明を補うと、光は逆に自身と顕の娘を宣帝の皇后としています。昭帝の閨房独占に関しては良房一門が文徳皇統の国母を代々独占した結果、陽成廢帝により文徳皇統を途絶させた状況全体が対応するのでないでしょうか。宣帝に関しては、まさに広相の娘義子を排除して基経の娘溫子を入れさせる阿衡事件が対応します。なおd部では昭帝の時に初めて孝文廟が城外に設けられたことを「不正」としています。霍光の専横を招いた誘因と位置付けているのでしょうか、前述したように文徳天皇は在位を通して、清和・宇多天皇は良房・基経が死去するまで、やはり内裏に入っています。孝文廟を天皇御所に置き代えると、良房・基経二代の歴史全体と対応することになります。『日本三代実録』が五行志を踏まえれば、良房・基経二代の歴史は天が事前に戒める程の「国害」の歴史、ということになります。

五行志は問題の「摂政」について、昭帝に関しては帰政の放棄「光亡周公之德、秉政九年、久於周公。上既已冠而不帰政、將為國害」(c部)、昭帝没後の摂政の継続「十三年而昭帝崩、遂絕繼嗣。光執朝政、猶周公之摂也」(b部)、宣帝に関しては即位後の「宣帝既立、光猶摂政」(e部)と三度にわたり、霍光の「摂政」継続を記し続けます。b部は昭帝没後ですから昌邑王賀に対する「摂政」

ということになります。賀の廢帝はむしろ霍光の功績ですから、五行志としては昌邑王は触れにくいので、このような書き方になつてゐるのでしょう。三代にわたる霍光の事績には善政と悪政の両面がある中、悪政の一面で批判しているのが五行志です。その中でも、霍光が周公たることを否定した上で、宣帝まで至る「国害」をなす諸悪の根源に転じるターニングポイントこそ、元服した昭帝への帰政であることが五行志では強調されています。

一般に清和即位後の良房は「非公式の摂政」とされることが多いですが、「摂政」の具体的な内容は明らかにされていません。良房抗表に「大成の日已に来たり、帰老の期に行き及れり。臣敢て盈滿の誠を忘れず、又深く二疏の風を企つ。然るに聖慈直盧の外出出づるを許し給はず。臣も誠に玉階の前より離るるに忍びず、恩沢に徘徊して、猶禁中に侍りき」とあり、元服後も清和が退出を許さないので「禁中」にいた旨を述べています。「猶」とあるので逆に元服前も良房は清和に近侍していたことが判ります。清和天皇の側に常駐していることが、「非公式の摂政」良房の実態だったことは間違ひありません。抗表はさらに、善男と嵯峨源氏の対立が激しくなった貞觀六年冬以後に關しては、自身の「大病」と国母である娘の明子の病を「私第」に戻れない理由として重ねています。

実は五行志は応天門炎上段階からリアルタイムに認識されていた可能性があります。第一に『日本三代実録』八月一八日条では、良房の「摂政」任命の前日に諸陵へ遣使して「応天門火」を告げさせています。同日条が文徳の田邑山陵の告文を掲載しながら、わざわざ代表とする旨を記しているのは孝文廟との対応を薄める、五行志隱蔽の意図が隠されていた可能性があるかもしれません。日本史上初の幼帝が元服して間もない時期、かつ良相・善男と嵯峨源氏が対立している状況で類似した五行志の存在が朝廷の人々に連想されてもおかしくはないでしよう。良房が二重三重に弁明を連ねている理由は、清和の側からの退去こそ、「非公式な摂政」からの「帰政」を象徴する行為であるにも関わらず、元服後も清和の側にいて以前と同様に権力を維持していたからでしよう。応天門の変が起きた直接的な理由は、良房一門と嵯峨源氏の対立ではなく、まさに元服にともなう良房の「帰政」問題であり、それは良房自身に女子がいらず、良相の娘多美子が清和に入内している状況では、弟への政権譲渡と同義であったと考えられます。『日本三代実録』が、該当部を見れば明白な不自然さが残るにも関わらず、削除した任「摂政」勅と逆に抗表・重抗表を採録している

理由は、「摂政」良房の「機務」「機密」への関与を明確にするだけでなく、「帰政」の先延ばしを清和天皇の意志、病による不可抗力として正当化することで、隠蔽しようのない「摂政」良房最大の問題点を正当化するためと考えられます。

幼帝摂政の可否はともかく、昌邑王に關しては昭帝没後という間接的な記述になりますが、前述したように五行志は三回にわけて、昭帝・昌邑王・宣帝の三代にわたる「摂政」霍光を批判しています。宇多Aの「閑白」で明確に霍光に比しながら、陽成・光孝二代の摂政にすぎない基経を「三代摂政」と呼ぶ言説は、五行志の表面的記述は二代だが内容的には三代という二重性に通じるものがあるのでないでしようか。三代にわたる霍光の為政には私欲政治に善政的側面も混在していない訳ではありません。宇多Aも「閑白」で霍光に比すと同時に、「三代摂政」で五行志との関係性を選択的に強化、霍光のもたらした「国害」を強調しているのでないでしようか。とりわけ宇多天皇と対応する宣帝に対しても帰政せず、妻の許皇后暗殺も黙認した点は宇多の強調したかった悪行でしょう。ちなみに基経死後に贈られた謚号「昭宣公」が昭帝と宣帝の組み合わせであることは明白ですが、「摂政」として比すべきは霍光なのに、「摂政」された側を組み合わせているのも昌邑王賀を含まない昭帝・宣帝二代と明確に対応させることで、五行志との一対一対応を強調する目的が宇多にあつたのでないでしようか。死直前の基経への労問を中止して、「摂政」霍光をモデルとした時代の終息を宣言した宇多天皇ですが、天皇権力と光孝皇統の正当性を強化する上で、「摂政」良房・基経と文徳皇統の時代を、どう歴史的に総括するのかは重要な政治課題だつたはずです。「昭宣公」の謚号も宇多A・Bと二年後に編纂が開始される『日本三代実録』を結ぶ線上にあり、国家的権威で「摂政」の時代を正史として固定する作業が最終的確定に他ならなかつた、ということでしょう。ちなみに陽成即位時の基経が既に良房を幼帝摂政の先例としながらも、『日本三代実録』が同様の位置付けていないのは、時平側の五行志否定の結果と考えると合理的です。幼帝摂政でなければ、帰政問題もその後の「国害」も起こりえません。

## 2 清和崩伝・実録序と『史記』五帝本紀

次に第二節で検討を保留した、良房の任「摂政」関連記事の不自然さを、清和崩伝も含めてテクスト分析を加えます。記事が

直接確認できるので、明確にかなり面白い結果がでてきます。

まず前述したように貞觀八年八月一九日条は「太政大臣に勅して、天下の政を撰行せしむ。内供奉十禪師伝灯大法師位忠戒を五畿内に遣し、境内諸寺の破損を察さしむ」と、任「撰政」勅が下された旨と僧の派遣を記す短い記事にすぎません。抗表・重抗表を引く同月二二日条・二四日条との差が甚だしく、両日条の間の二三日条も「暴風雷雨」と天候のみの短い記事である点も含めて該当部は強い違和感を与えます。前述したように仮に二者択一するなら、抗表より任「撰政」勅を収めるべきでしょし、さらに勅答なしで重抗表を收めては、清和と良房の遣り取りの体をなしません。陽成・光孝天皇の時は任「撰政」詔勅が収められていることも踏まえると、編纂過程において、第一段階では任「撰政」詔勅と抗表はすべて収められていたのであり、一九日条は初度任「撰政」勅、二三日条には抗表に対する勅答が収録されていたと考えるべきでしょう。これが第二段階で前条は簡単な本文に置き換えられ、後条は勅答が削除されたと、論理的な編纂過程を復元すべきでしょ。ちなみにテクストが他のテクストを取り込む関係を間テクスト性といい、日本だと和歌の引歌が判りやすい例でしそうが、取り込まれたブレテクストはテクストの意味生成に役割を果たします。テクストが短くなればなるほど、間テクスト性を強く構築することは難しくなりますが、複数のテクストとの間テクスト性を同時に形成しやすくなります。そして、この間テクスト性は異なるテクスト間以外に、同じテクスト内でも結ばれことがあります。前述した「撰政」良房の理解が多様に可能である不安定性は、一九日条の短さが複数の間テクスト性を構築しやすい点に一つは起因しています。

「板機整密」で抗表・重抗表と一定の関係を形成する一方で、一九日条は実録序や他とも間テクスト性を形成していますが、先に清和崩伝の確認に移ります。現行条文の生成過程と時平側の意図を復元できそうです。崩伝は前述した霍光伝と同時に宣帝紀とも関係があり、むしろ宣帝紀が基本的なブレテクストと考えられます。

<sup>a</sup>〔金言〕  
上始めて政事に親しむ。<sup>b</sup>又大將軍の功徳に報いむことを思ひ、乃ち復して樂平侯山に尚書事を領からしむ。而れども群臣をして封事を奏する事を得さしめ、以て下情を知る。五日に一事を聽く。以下各奉職の奏事は、傳を以て其の言を奏す。考試の功能侍中・尚書の功劳遷に當たるに異善有るに及びて厚く賞賜を加へ、子孫に至るも終に改易せず。<sup>c</sup>板機周密、品式備具。

上下相安んじて、苟且の意有ること莫きなり。

崩伝 a 部「枢機整密、國家寧靜」と宣帝紀 d 部の対応関係は明確で、宣帝紀「枢機周密」が崩伝では「枢機整密」とほぼそのまま生かされた上で、続く「品式備具。上下相安、莫有苟且之意也」の善政状態が「國家寧靜」と集約されています。「國家寧靜」に纏めると言葉的にも対応関係は弱くなりますから、「枢機周密」「枢機整密」で強く対応を明示して、続く部分が集約されることに気がつかせる狙いででしょう。崩伝「嘿握靈綱而已」の「握靈綱」は前述したように、ここでは人事の掌握と考えられるので、明確性はやや弱いですが宣帝紀 b 部との対応は認められるでしょう。また宣帝紀 a 部は宣帝が親政と共に開始した奏事ですが、「上始親政事」が、良房没の清和親政に関する崩伝ウ部「天皇躬親政事」の原型であることも「親政事」の一一致から間違いないところです。

以上の宣帝紀との対応、および前述した霍光伝との対応に留意して、清和崩伝を整理すると、表2のようになります。

表2 清和崩伝の構造と宣帝紀・霍光伝

時 期		A 良房の状況と清和の姿勢		B 具体的内容
		① 主語	② 政治行為	
I	「攝政」良房執政期 (良房生前)	外祖太政大臣忠仁公、 天皇	當朝攝政。 恭已仰成。	A 良房の状況と清和の姿勢
II	清和親政期 (良房没後)	忠仁公 天皇	薨殂。 朝親政事。	率由恭俟。
			枢機整密、 國家寧靜。	嘿握靈綱而已。

【備考】「宣」は宣帝紀との対応、「霍」は霍光伝との対応を示す。  
宣帝紀・霍光伝引用部と同じ文字は太字とした。

第一に表2からは、I「摂政」良房生前の時期、II良房没後の清和親政期を通じて、宣帝紀が崩伝全体の原型となつてゐる事が判ります。その結果、本来は霍光没後の宣帝の善政が清和崩伝では良房の功績としか解釈できません。宣帝紀という土台の上で「摂政」良房の政治と清和親政は同一の政治として連続しています。第二に、この連續性は崩伝内部でも、清和親政の「率由恭儉」により示されています。「率由」は「したがひよる。よりしたがう。」「恭儉」は「うやうやしくつましやか」という意味です。謙虚に前例を尊重するのは徳として一般的なことです、良房没後の親政開始の文脈からは具体的に、「死没後も良房を敬い、良房の行つたままに政治をした」と解されることになります。「恭儉」は「恭己」と「恭」が共通していますが、良房生前に「恭己」していだのと同様、良房死後も清和は良房のおこなつた政治をお手本として「恭儉」し続けたということになります。

霍氏は霍光の甥である霍禹の反乱で一族誅殺されますが、「宣帝紀」引用部に限定すれば、a部「上始親政事」に統く b部「又思報大將軍功德、乃復使樂平侯山領尚書事」では、宣帝は没後も光の功德を忘れずに、息子の霍山を尚書に任じています。清和崩伝には、「摂政」良房の時代が終わつた後も、天皇は良房の子孫を滅亡させなかつた—実際にはもつと穢やかに冷遇しなかつた、でしようが—という意味が込められていることになります。

清和崩伝の確認を先に進めます。前掲部の続きです。

<sup>工後</sup>に太政大臣昭(基經)宣公、大納言より右大臣に遷り、万機を助理す。努むること濟益に在り。吏は其の職を称げ、人は其の慶を頼る。朝廷事无く、内外肅然なり。<sup>オ</sup>故に後の前事を談ずるは、貞觀の政を思はざること莫し。

工部は良房没後に右大臣となつた基經が清和の善政を支えたことを賞賛しています。文字や内容の共通点はありませんが良房の後繼者として、宣帝紀b部、霍光の後継者である霍山同様の位置にいることになります。そして崩伝は続けて才部で「摂政」良房と右大臣基經が支えた清和朝全体を「莫不思貞觀之政」と褒め称えて、善政を総括しています。

ここで『日本三代実録』序から宇多天皇・醍醐天皇の編纂命令を引用します。

①今上陛下、累聖の宝称を承けて兆民の樂推に順ふ。天徒の雄才漢武を大略に嗤ふも、德尚己ニを恭くし、虞舜の無為に法る。前旨の草創に遵ひて即日の財成るを促す。

②太上天皇（中略）以為さく、貞觀より始り、爰に仁和に及ぶまで、三代の風猷、未だ篇牘に著かず。若し缺文の靡補ふなくは、<sup>(宇多)</sup>

盛典の長く虧けんことを恐る。

①が醍醐、②が宇多です。宇多はやはり「三代」が見えます。一方、醍醐天皇には「漢武」が出された上で「德尚恭己」、法虞舜之無為」と、「恭己」「無為」などのキーワードが羅列されています。「摂政」良房・基經の権力を象徴するキーワードを醍醐一時平側が用いるのは、一般的にありえるとしても多少違和感のある所ですが、鍵は「嘆漢武於大略」と「法虞舜之無為」です。武帝に続くのが昭帝・昌邑王・宣帝の「三代」ですから、武帝を「嘆」、越える行為はいわば三代の時代から武帝の時代への逆行です。「法虞舜之無為」はまさに聖人五帝の德治に他ならず、武帝から更に五帝の時代に戻り「摂政」の王権代行を支えた「無為」は聖人の時代の再現となります。醍醐天皇と時平は密接な関係にありました、が、宇多一道真側の批判を克服するのみならず、「摂政」の王権代行時代をどう位置付けて天皇と一門の関係、さらに一門の歴史的正当性を構築するかは重要な課題であつたはずです。関白の内覽は決定権のない、故にたいした政治実権にならない窓際のような制度ですが、「朕將垂拱而仰成」を取り、天皇権力の独立回復を謀った宇多Aの「関白」を「摂政」に替る職名とすることで、政治事件の相次いだ、「摂政」良房・基經の時代から決別して、長期にわたる安定した制度として、「摂關政治」の榮華は継続することになります。

ちなみに良房の任「摂政」で一二日条の抗表と二四日条の重抗表の間の短い「廿三日乙未。暴風雷雨」は『史記』五帝本紀との間テクスト性を形成するための仕掛けとして置かれたものです。

<sup>a</sup>舜大麓に入るも、列風・雷雨に迷はず、<sup>b</sup>堯乃ち舜の天下を授くに足るを知る。<sup>c</sup>堯老し、舜をして天子の政を摂行せしめ、巡狩す。<sup>d</sup>舜舉用を得ること二十年、而して堯摂政せしむ。摂政八年にして堯崩ず。三年の喪畢りて、丹朱に譲るも、天下舜に帰す。

（『史記』卷一「五帝本紀」）

堯が舜を試した際、a部「烈風雷雨」に入れたことと対応しています。そして、一九日条「使摂行天下之政」も、よくある言葉ではあります。が堯舜との対応は明白です。「摂行天子之政」と「天下」を重ねればすみます。清和崩伝は「故後談前事、莫不思貞觀之政」と、後代から「前事」として必ず認識されるとあり、序の「前旨之草創」が堯舜に至る中間には、「摂政」良房と清和の時

代が必ず参照されることになります。五帝本紀<sup>d</sup>部には煩雜ですが、「摂政」の語と共に「二十年」「八年」「三年」がでてきます。五行志と似た印象を与えますが、時平は堯舜の時代を重ねることで「三代摂政」の時代を逆に聖代として「摂政」良房と基経を理想化して、自身の正当性の根拠にしている訳です。『日本三代実録』の編纂はまさに、『宇多一道真』と『醍醐一時平』の「テクストの戦争」だったということです。

## おわりに——日記の出現

最後に日記が登場した理由を『日本三代実録』の陽成廢帝記事と『八条式部卿私記』『宇多天皇日記』の対応性から考えてみます。陽成廢帝は暴君であるほど、光孝天皇への交代を「易姓革命」として正当化できれば、「摂政」基経の暴政も正当化されるので、あまり再修正はなかつた、むしろ時平側により暴悪性が強調された可能性も考えるべきでしょう。

前述したように陽成元服までの幼帝攝政だった基経は清和が先に没したため、元服した陽成と激しく対立することになり、両者の対立のピークが元慶七年（八八三）一月一〇日に起きた殿上殺人事件です。『日本三代実録』には次のように記されています。

十日癸酉。散位徒五位下源朝臣の男益殿上に侍す。猝然として格殺せらる。禁省事を秘す。外人知ること無し。益、帝の乳母徒五位下紀朝臣全子生む所なり。

（『日本三代実録』同日条）

源益が殿上で撲殺されていますが、文章は受け身で主語は益のために殺人犯は記されていません。「禁省秘事。外人無知」と陽成周辺も情報を漏らしていないとされています。ただし本事件は例えば平安末の九条兼実の日記『玉葉』承安二年一月二〇日条には「陽成院暴惡無双。二月祈年祭以前、自ら刀を抜き人を殺害すと云々。此の如き事に従り、天子の位を奪ひて（光孝）小松天皇に授ぐなり」とあるなど、早くから陽成自身が益を殺害したため、基経が陽成を廢帝にして光孝天皇を擁立したとする理解が一般化しています。<sup>(32)</sup>しかし天皇が殺人を犯したという異常性に加えて、一般に同じ女性の乳を飲み幼少から共に育つた主人と乳母子は強い人格的関係で結ばれるものですから、そもそも無批判に信受できない事件です（信じられれば、ありえない話である分、陽成天皇の暴

君ぶりが強調され、廢帝を行つた基經の正当性が増すことになります)。

一度、殿上殺人事件から離れると、『日本三代実録』には陽成近習が宮中を馬で暴走、基經が近習を追い散らした記事がありますが、これは昌邑王の「淫乱」の中に、昌邑から連れてきた近臣と戯れ宮中を馬車で暴走している点と近似しています。

十六日己卯。(中略)時に天皇愛好するに馬あり。禁中の閑處において秘かに飼はしむ。右馬少允小野清如以て御馬を善く養ふ。權少属紀正直道術を好む。時々喚され禁中に侍す。蔭子藤原公門侍し奉り階下を過ぐるに、常に駆け策らしむ。清如ら行ふ所なり。甚だ不法多し。太政大臣之を聞き、遽に内裏に参り、宮中の庸猥群小を駆け逐ふ。清如尤も其の先たり。

(『日本三代実録』元慶七年一一月一六日条)

<sup>a</sup>昌邑の従官・騁宰・官奴三百余人を引き内れ、常に与に禁闈の内に居り放戯す。(中略)<sup>b</sup>法駕に駕し、皮軒・鸞旗して、北宮・桂宮を驅け馳せ、彘を弄び虎を門す。皇太后の御小馬車を召し、官奴を乗騎せしめ、掖庭の中を遊び戯むる。<sup>c</sup>孝昭皇帝宮人蒙等と淫乱し、掖庭令に詔す、敢へて言を泄さば要斬す、と。

(『漢書』卷六八「霍光伝」)

賀の濫行は多岐にわたるが、昌邑から随伴した臣下と共にすることが多く、その一つとして、天子・皇太后の馬車で宮中を走り回っています(b部)。さらに殿上殺人事件と対応する点は、廢帝に際して霍光らはこの三百余人を殺していますが、その前に賀も昭帝後宮の女性との淫乱を他言する者は腰斬の刑に処すと警告しています(c部)。殿上殺人事件の『真実』は、おそらく基経と陽成の対立の結果、基経側が陽成を排除しようとした際に鬪乱となり、基経側の手勢が陽成を守ろうした益を殺したとみるべきでしょう。仮に陽成が暴君でも天皇の側近の殺害は謀反に該当します。有名なところでは道長と対立した藤原伊周・隆家兄弟が花山法皇の従者である童子二人を殺害した長徳の変が念頭に浮かびます。<sup>(53)</sup>基経にとり致命的な殺人事件を『日本三代実録』は『漢書』霍光伝をもとに陽成を昌邑王、基経を霍光に比して、『真実』の隠蔽、基経の正当化をはかつてているのは間違いないでしょう。なおす述したように光孝Aは「古之伊霍」と基経を伊尹と霍光の二人に比しており、陽成廢帝・光孝擁立の流れの中で、リアルタイムに霍光が投影されていましたことが確認できます。殿上殺人事件後、間もないうちに霍光・昌邑王に比す言説が展開されたのでないで平安貴族社会における情報保存の諸相

捏造、逆に捏造の否定や告白などの文化的闘争が展開され続けた「テクストの戦争」の最終段階が『日本三代実録』の編纂ということです。

最後に、ようやくですが日記の出現と本格化について、『宇多天皇日記』と『八条式部卿私記』を中心に提言してみます。『宇多天皇日記』は逸文九〇条程度が伝存しており、「日記を読む」シリーズに古藤真平さんの御専論があります。<sup>(54)</sup> 現在では『醍醐天皇日記』『村上天皇日記』と一緒に「三代御記」と称することが慣例化していますが、平安・鎌倉時代では後の二記のみで「二代御記」と称されて頻繁に参照させていたのに比べると、写本や存在を示す記事も少なく、また普通の日記体の漢文ではなく本格的な漢文で書かれているなど、他の日記と異なる点が目立ちます。

鎌倉時代の『岡屋閑白記』寛元四年閏四月九日条は、『宇多天皇日記』について次のように記しています。

事毎に殊勝にして、古事眼前に在るが如し。ア臣下の得失、政道の奥旨、詩歌の興、大旨此の御記に在り。イ陽成太上皇・  
河原大臣等の事、委<sup>(酒融)</sup>しく之を注せらる。

ア部から臣下・政道と政治と関わる内容および詩歌、イ部から陽成と左大臣源融に関する詳細な記述が多かつたことが確認されます。儀式に関しては書かれていませんが、日記は儀式の記事が多いことが普通なのでとくに書かれていないのでしょう。

ア部は「摂政」基経に翻弄された後、天皇権力の整備を進めた宇多天皇らしい評価でしょうが、ここではイ部の陽成と左大臣融に注目しておきます。前述したように『政事要略』卷三〇「阿衡事」に収められた逸文では、「阿衡」調査を担当した融が最後は基経側に屈したのか、宇多Aの改訂を宇多に迫り、宇多Cが出された様子まで記されています。『岡屋閑白記』の記述が『政事要略』に引きずられたところがないか、多少気になるところですが、陽成天皇は阿衡事件とは直接関係ないので、陽成と融の記事が多いのは、本来の『宇多天皇日記』の全体的な特徴だったのでないでしょうか。基経と対立した二人に対する宇多天皇の意識が高かつたことが覗えます。

陽成と宇多の年齢は近く、陽成が廢帝された元慶八年（八八四）に陽成が一六歳、定省は一八歳です。『宇多天皇日記』に陽成天皇の記事が多い理由として、若く年齢の若い陽成が基経と対立、廢帝に追い込まれた点も影響していた可能性は高いのでないで

しようか。ちなみに院政期に成立した歴史文学『大鏡』には、陽成天皇が定省を「王侍従」と呼び、後に即位後の宇多の行幸を見て「当代は家人にはあらずや（現在の天皇は自分の家人ではないか）」と発言した説話があり、裏書の宇多天皇の経歴にも「任侍従」と見えます。中国故事の翻案も含めて虚構が多い『大鏡』ですが、裏書だけでも正しければ、若い定省は陽成に仕えていたことになり、陽成と基經の対立の渦中にいたか、身近に伝聞していた可能性が高くなります。一般的に裏書は信用して依拠されることが多いのですが、古藤氏が表の話に合わせて裏書に「任侍従」を加えた可能性を指摘されていて、判断は保留しておきたいと思います。とはいっても『宇多天皇日記』に陽成の記事が多い理由に、皇統問題の他に基經に対する同様の立場が影響していた可能性性は十分にあるのでないでしようか。

最古の公家日記である『八条式部卿私記』の記主本康親王は仁明天皇の第五皇子であり、第一皇子の文徳天皇や第三皇子の光孝天皇とは異母兄弟になります。確認されている逸文は『西宮記』『九曆』所引の三例のみです<sup>(55)</sup>ので、全てあげておきます。

①一日。元日節会停止す。天皇二日に御元服の事有るべし。仍りて元日宴を停む。二日を以て宴會を行ふべし。彼の朔日王卿・諸大夫等職御曹司に参会す。数盃の後、太政大臣語り宣す、「在昔、女帝天下を治むる時、弓削法<sup>(56)</sup>皇意に任せて大藏の物を下し用ゐる。今日内藏寮の御服を下し、大夫已上に給ふは如何」と。王卿申して云はく、「此の事甚だ面白なり」と。親王以下に御服を給ふ。各々分散す。

（元慶六年正月一日条）

②一日。彼の日、太政大臣、式部卿<sup>（時康親王・光孝天皇）</sup>「仁和先帝。」に談じて云はく、「中務親王（本康。）の室家懿淵氏なり。久しき代を経、尤も哀憐すべし。今年事の由を奏し、叙位に預からんと欲す」てへり。式部卿此の旨を以て予に告ぐ。予即ち座を起ち、板敷の上ながら再拝す。此の年叙位に預かる。是れ則ち太政大臣の極恩に因るなり。仍りて其の由を申さんが為、後日職御曹司に参り向かふ。而るに「太閤他行す」と云々。徒然として還り去る間、興基<sup>（第興基）</sup>中将と近衛御門に相逢ふ。予云はく、「今日参入の旨、室家の慶賀を申さんが為なり。而るに太閤座さず、此の由を申すこと能はず。縱容の次いで、参り候する由を申すべし」と。中将答へて云はく、「太閤談説の次いでに宣す、『昔忠仁公の妻一世源氏、予の叙位の日嵯峨院に参り、慶びの由を奏せしむ。太上天皇勅して云はく、「未だ妻の慶びに依りて夫賀す例を聞かず」と』と云々」と。予此の告げを聞き驚く。此の事、

先帝の御時奏聞す。仰せて曰く、「此くの如き故実、尤も観好す。但し今、婦の慶びに依り、其の夫必ず賀を奏す」てへり。」

(同日条)

(③)四日。本宮より内裏に幸する間、猶一品の朝衣を着す。

(同八年二月四日条)

有職故実書である『西宮記』に引かれているように、①～③全て儀礼と関わる逸文です。③は内容が簡略なので検討の対象からはずします。①②は同じ元慶六年（八八二）正月朔日条で、陽成天皇が元服した後、「摂政」基経の政務拒否が始まる直前の記事です。特徴は第一に摂政太政大臣基経の語る過去の先例が儀式において規範化されていること、関連して第二に基経の言が記王本康親王に対して与えている重みです。②夫人が受けた叙位の慶賀を基経に申上しようとしていた本康親王は、藏人頭である源興基から基経が夫人の慶賀を否定する嵯峨太上天皇の言を語っていたことを聞き、「驚」いています。有職故実の先例に反した行動をどうとしていたことよりも、むしろ「摂政」基経の発言に反する行為をしようとしていた故の「驚」であつた可能性はないでしょうか。先例の根拠を明確にするのは普通のことですが、叙位に対する「極恩」という表現は、少し重目の印象を受けます。一見、普通の内容に見えますが、史上初の幼帝摂政の「帰政」問題が起きた直前の政治状況下で理解すべきではないでしょうか。道長は三条天皇の皇后姫子の立后に妍子入内を重ねて公卿達がどちらに参入したか『御堂闇白記』に記録しました<sup>(56)</sup>。また時代は下りますが足利義満の行事には公家たちは不参や遅刻による不興を恐れて、時には義満は公家に役割も与えず立たせたままで忠勤を確認していくます<sup>(57)</sup>。行事への参加の有無や姿勢と同様、儀式・有職故実の成立期においては、誰の発言した作法に従うかは、発言者との政治的関係が確認される踏絵の側面が存在していた可能性を想定する必要がないでしようか。陽成と基経の対立が本格化する状況で基経の意見に反する行為は、反基経行動もしくは従属度の低さと受けとられる、ということです。光孝・宇多天皇期の儀式整備に関しては、政治状況との関連性をも踏まえた権力論を考える必要があるのでないでしょうか。

なお天皇公式記録の『内記日記』『殿上日記』が光孝・宇多天皇期に現れる理由が政治状況と無関係でないことはもう自明でしょですが、成立期の日記は天皇・皇族関係者に多く確認される傾向があるようです<sup>(58)</sup>。皇位継承問題一般にとどまらず、時には承和の変の恒貞親王や昌泰の変の斉世親王のように謀反にも名が挙げられます。また、特殊ですが基経に擁立された光孝天皇が中継ぎ役

の天皇であることを示すために、自身の皇子・皇女全員を臣籍に下して即位の資格を喪失させたように、皇族は政治変動の影響を受けやすい立場にいたと言えます。にも関わらず信・融ら皇族出身でも政治的に有力であった嵯峨源氏の兄弟すら良房一門に劣勢を続けましたが、皇族は政治的には弱い立場に置かれていました。この時代の皇族には脆弱な政治的立場故の保身の意識がとりわけ強く、日々の政治状況や政治的立場の確認にもつながる儀式の詳細を記録する、日記の必要性を高めていたのでないでしょうか。同様のことは程度の差はあれ貴族全体に言えることです。とくにプライベートは具注曆に書く理由として、現在でも裁判で個人的に記録していたノートが証拠になるように、証明として一定の役割を果たした可能性あるいはかかる期待の存在は考えてみたいところです。ちなみに、今回取り上げた時代の後、平安貴族社会は大規模な謀反事件は消え、貴族の争いも小さくなり、天皇とのミウチ関係の争いや呪詛などが中心になつてきます<sup>(3)</sup>。その背景として日記というリアルタイムに記録された『眞実』が家単位で随所にアーカイブ化され、一方では時間が下れば次第に筆写で貴族社会に共有されていくことの政治的な意味はけして小さくはないなかつたのでないでしょうか。なお今回とりあげられなかつた定着した儀式群とそれを確実に先例のとおりに行うことの意味をフーコー的な規範権力の視点から分析できれば、さらに日記の意味が深まる可能性も最後に付言しておきたいと思います。

## 註

- (01) 佐藤進一『新版 古文書学入門』法政大学出版局、二〇〇〇三年、初版は一九七一年。
- (02) 齊木一馬『古記録学概論』吉川弘文館、一九九〇年。高橋秀樹『古記録入門 増補改訂版』東京堂出版、二〇一二年、初版は二〇〇五年。
- (03) 倉本一宏『撰闇期古記録の研究』思文閣出版、二〇一四年、他。
- (04) 倉本一宏『平安時代の男の日記』KADOKAWA、二〇一四年。
- (05) 倉本一宏編『日記・古記録の世界』思文閣出版、二〇一五年。
- (06) 倉本一宏監修『日記で読む日本史』臨川書店、二〇一六年刊行継続中。
- (07) 松蘭斎『日記の家 中世国家の記録組織』吉川弘文館、一九九七年。同『王朝日記論』法政大学出版局、二〇〇六年。

- (8) 国立公文書館「国立公文書館デジタルアーカイブ」(<https://www.digital.archives.go.jp/DAS/pickup/view/detailArchives/0411000100/000000151001>)。
- (9) 「政事要略」(『新訂増補 国史大系』吉川弘文館、一九六四年)。
- (10) 宮内庁書陵部「書陵部所蔵資料目録・画像公開システム」(<https://shoryobu.kunaicho.go.jp/Toshooryo/Detail/100064965001>)。
- (11) 倉本一宏「序に代えてー日記と古記録についてー」(同注五前掲書)。
- (12) 杉本理「中右記卒伝について」(『古代文化』四五、一九九三年)。
- (13) 山岸徳平・竹内理三・家永三郎・大曾根章介編『日本思想大系八 古代政治社会思想』岩波書店、一九七九年。
- (14) 倉本注一前掲。
- (15) 第二章後述。なお飛鳥・奈良時代の日記として、『日本書紀』『积日本紀』所引の諸記や正倉院文書中の具注曆記があるが、以後に本格化・継続する公家の私日記という意味で『八条式部卿私記』を初例とする。
- (16) 松齋「王朝日記の『發生』」(同『王朝日記論』注七前掲書)。
- (17) 山下克明『平安貴族社会と其注暦 日記で読む日本史』(二)臨川書店、一〇一七年。
- (18) 公益財団法人陽明文庫「陽明文庫所蔵資料の紹介」(<https://ymbk.sakura.ne.jp/collection.htm#list1>)。
- (19) 京都文化博物館「総合展示」([https://www.bunpaku.or.jp/exhi\\_sogo\\_post/20240928-1124/](https://www.bunpaku.or.jp/exhi_sogo_post/20240928-1124/))。
- (20) 宮内庁「水左記(卷一)」(<https://shoryobu.kunaicho.go.jp/Toshooryo/Viewer/100062826001/714049c2631c4ef5a489431b16491ee1>)。
- (21) 三橋正「『小右記』と『左經記』の記載方法と保存形態ー古記録文化の確立ー」(倉本注五前掲書)。
- (22) 別記は公的、具注曆記は私的性格が強いという想定自体があくまで相対的な位置付けだが、正確には一義的に公的性格が強いのは『九条殿遺戒』の述べるところの「要枢の公事」であり、「君父所在のこと」は天皇周辺の儀礼や小事の他、政治的・宗教的機密に関する内容も書かれたとすれば、むしろ公開性が自ずと限定される側面を留意しておくべきである。
- (23) 日記の清書・統合でなく部類だが、『中右記』保安元年六月一七日条には、『中右記部類』の作成にあたり、「去々年より今日に至るまで、侍の男共に分かち、且うは書き写さしめ、且うは切り續かしめ、其の功を終ふるなり」と書写と切貼の併用が確認される。
- (24) 松齋「六前掲。
- (25) 佐々木宗雄「摂政制・關白制の成立」(同『平安時代国制史研究』校倉書房、一〇〇一年、初発表は一九九九年)。安原功一平安中後期の国家意志決定過程－公卿議定／藏人・弁官研究の現状と課題」(『歴史評論』五五九、歴史科学協議会、一九九六年)。

(26) 「日本三代実録」元慶八年四月一三日条。

(27) 光孝Aは『日本三代実録』谷森本・慶長本共に「特分朕憂（止毛）思（保須乎）、何朕躬、出総百官（倍之）。」である。本卷四五六巻はト部家段階で抄本であつたことを柄注三〇が指摘しているが、「何」は脱部分に書き込まれていたものであろう。

『国史大系』は『日本紀略』により「特分朕憂（止毛）思（保須乎）、『自今日官序（尔）坐（天）万政領行（比）、入輔（朕躬、出総百官（倍之））と「何」の部分を『』のように補填している。内容的に先行する「内」「外」と対応しており、「国史大系」に従う。

(28) 遠藤慶太「『日本三代実録』の写本について」(同『平安勅撰史書研究』皇學館大学出版部、二〇〇六年)。

(29) 書陵部所蔵資料目録・画像公開システム (<https://shoryobu.kunaicho.go.jp/Toshoryo/Detail/1000498940000>)。国立公文書館

(30) 柄浩司「三条西家による『日本三代実録』の書写について」(『中央史学』一八、一九九五年)。

(31) 「政事要略」諸本に関しては、押部佳周「政事要略の写本に関する基礎的考察」(『広島大学学校教育学部紀要』二一五、一九八二年)。

(32) 坂上康俊「閑白の成立過程」(笛山晴生先生還暦記念会編『日本律令制論集 下』吉川弘文館、一九九三年)は、『国史大系』

に依拠して三詔勅の対応関係を設定して、宇多A「一如旧事」

には光孝A・宇多C「如先」が相当するとして、三詔勅は同一内容とする。しかし、宇多A原文が「必先」なら「如先」は存在していなかつた。また氏の設定した対応関係には「朕將垂拱而仰成」が含まれていない。

(33) 諸橋轍次『大漢和辞典』大修館書店、一九五七年。以下、漢語の意味は同書による。

(34) 河内祥輔『古代政治史における天皇制の論理 増訂版』吉川弘文館、二〇一四年、初版は一九八六年)。ただし河内氏は良房に関して「とくに『撰政』なるが故と言えるような、特殊な任務を窺い知ることはできない。大臣として政務に携わる」任後、その死去まで一貫して奉勅上卿の実例が確認されない(田中直鎮「類聚三代格所収官符の上卿」(同『奈良平安時代史研究』吉川弘文館、一九九二年、初発表は一九六九年))。

(35) 坂上康俊「初期の撰政・閑白について」(笛山晴生編『日本律令制の展開』吉川弘文館、二〇〇三年)。氏は「撰政」任命以後の清和天皇・良房の執政状況の実例から、清和崩伝に関して「良房の功績を強調するためか、やや事実と齟齬するところになるのである」と評しており、また今正秀「撰政制成立考」(『史学雑誌』一〇六一、一九九七年)は「天皇恭己仰成」を基経の投影としている。

(36) 宇多Aに対する問一月二六日の基経初度上表は「朕將垂拱而仰成」の復活を恫喝的に求めており、天皇追従文言が阿衡事件の焦点であつたことを明確に示している。基経の衰老・

病の比喩「筋骨難支。驚空穴於虎嘯。行歩易失。苦平地於羊腸」のうち、「筋骨難支」の「筋骨」は、『漢書』では一例、西域平定に功績のあった陳湯の無実を訴えた耿育の上書にあるのみだが、同上表には「然猶垂意不忘」ともある（卷七〇「陳湯伝」）。同様に「行歩易失」の「易失」も、刪通が齊王韓信に漢への反逆を説いた言にあるにすぎず、同言中には「深拱揖讓」も見える（卷四五「刪通伝」）。四六駢體の四字句二句の「筋骨難支」「行歩易失」が対となり、「垂拱」を示唆している。さらに六字句「驚空穴於虎嘯」の「虎嘯」も、まさに宣帝が聖主が賢臣を得ることの頃を作らせた際の王褒の言中の一例のみである（卷六四下「王褒傳」）。言中には「賢明之臣」の補弼により実現する君主の「淡無為之場。休徵自至。寿考無疆。雍容垂拱」が見え、徳治の理想像「垂拱無為」が組み込まれている。二つの「垂拱」と「無為」、宣帝と賢臣を得るという内容、二重に組み重ねて、基経側は宇多は基経を得て「垂拱無為」を実現することで、宣帝同様の聖主になれる、と天皇追従文言と一対の「攝政」を要求している。

- (37) 目崎徳衛「文徳・清和両天皇の御在所をめぐって」（同『貴族社会と古典文化』吉川弘文館、一九九五年、初発表は一九七〇年）。
- (38) 佐々木宗雄「十・十一世紀の政務執行と王権」（同『日本王朝国家論』名著出版、一九九四年、初発表は一九九〇年）。
- (39) 玉井力「承和の変について」（『歴史学研究』二八六、一九六四年）
- (40) 佐々木宗雄「十・十一世紀の政務執行と王権」（同『日本王朝国家論』名著出版、一九九四年、初発表は一九九〇年）。
- (41) 遠藤慶太「『統日本後紀』と承和の変」（同注二八前掲書、初発表は二〇〇〇年）。
- (42) 土田直鎮「類聚三代格所収官符の上卿」（同『奈良平安時代史研究』吉川弘文館、一九九二年、初発表は一九六九年）。
- (43) 「『統日本後紀』承和二年八月乙酉（五日）条。
- (44) 「日本三代美録」貞觀二年二月七日条。
- (45) 「日本三代美録」貞觀二年二月一四日条。
- (46) 「日本三代美録」貞觀二年三月七日条。
- (47) 「日本三代美録」貞觀二年正月二〇日条。
- (48) 「日本三代美録」貞觀二年一月二九日条。
- (49) 「外記補任」（続群書類聚完成会、一二〇〇四年）延喜元年条。
- (50) 工藤重矩「大藏善行七十賀宴と時平・寛平・延喜期の文人の周辺」（『福岡教育大学紀要第一分冊文科編』二八、一九七九年）。
- (51) 『中曆』（八木書店、一九九七年）卷二。
- (52) 和田英松「藤原基経の廢立」（『中央史壇』二一五、一九二三年）、

年）。両統迭立、東宮時代に嵯峨系・淳和系の派閥が形成されて対立を強めたことが変の背景であると指摘されている。良房は両統迭立を排除、ミウチ関係にある嵯峨系（仁明系）に一本化した上で、嵯峨に代わる家父長的權威下で以後の天皇を囲い込み勢力を伸ばしていくことになるが、良房・基経と対立した代表的勢力が応天門の変の左大臣信・変の時も名が上がり陽成廢帝・阿衡事件の時には左大臣の融など嵯峨源氏の兄弟である。

- (53) 同「藤原基経阿衡に就て」（『中央史壇』一二一四、一九二六年）。
- (54) 『小右記』長徳二年正月一六日条逸文（『三条西家重書古文書』）。
- (55) (56) 古藤真平『日記で読む日本史三 宇多天皇の日記を読む 天皇自身が残した皇位継承と政争』臨川書店、二〇一八年。
- (57) (58) 国際日本文化研究センターアー【摂関期古記録データベース】（<https://rakusai.nichibun.ac.jp/kokiroku/list.php>）。句読点は一部改めた。
- (59) 『御堂閑白記』長和元年四月二七日条。
- (60) 小川剛生『足利義満―公武に君臨した室町將軍』中央公論新社、二〇一二年。
- (61) 桧園注「六前掲。」
- (62) (63) (64) (65) (66) (67) (68) (69) (70) (71) (72) (73) (74) (75) (76) (77) (78) (79) (80) (81) (82) (83) (84) (85) (86) (87) (88) (89) (90) (91) (92) (93) (94) (95) (96) (97) (98) (99) (100) (101) (102) (103) (104) (105) (106) (107) (108) (109) (110) (111) (112) (113) (114) (115) (116) (117) (118) (119) (120) (121) (122) (123) (124) (125) (126) (127) (128) (129) (130) (131) (132) (133) (134) (135) (136) (137) (138) (139) (140) (141) (142) (143) (144) (145) (146) (147) (148) (149) (150) (151) (152) (153) (154) (155) (156) (157) (158) (159) (160) (161) (162) (163) (164) (165) (166) (167) (168) (169) (170) (171) (172) (173) (174) (175) (176) (177) (178) (179) (180) (181) (182) (183) (184) (185) (186) (187) (188) (189) (190) (191) (192) (193) (194) (195) (196) (197) (198) (199) (200) (201) (202) (203) (204) (205) (206) (207) (208) (209) (210) (211) (212) (213) (214) (215) (216) (217) (218) (219) (220) (221) (222) (223) (224) (225) (226) (227) (228) (229) (230) (231) (232) (233) (234) (235) (236) (237) (238) (239) (240) (241) (242) (243) (244) (245) (246) (247) (248) (249) (250) (251) (252) (253) (254) (255) (256) (257) (258) (259) (260) (261) (262) (263) (264) (265) (266) (267) (268) (269) (270) (271) (272) (273) (274) (275) (276) (277) (278) (279) (280) (281) (282) (283) (284) (285) (286) (287) (288) (289) (290) (291) (292) (293) (294) (295) (296) (297) (298) (299) (300) (301) (302) (303) (304) (305) (306) (307) (308) (309) (310) (311) (312) (313) (314) (315) (316) (317) (318) (319) (320) (321) (322) (323) (324) (325) (326) (327) (328) (329) (330) (331) (332) (333) (334) (335) (336) (337) (338) (339) (340) (341) (342) (343) (344) (345) (346) (347) (348) (349) (350) (351) (352) (353) (354) (355) (356) (357) (358) (359) (360) (361) (362) (363) (364) (365) (366) (367) (368) (369) (370) (371) (372) (373) (374) (375) (376) (377) (378) (379) (380) (381) (382) (383) (384) (385) (386) (387) (388) (389) (390) (391) (392) (393) (394) (395) (396) (397) (398) (399) (400) (401) (402) (403) (404) (405) (406) (407) (408) (409) (410) (411) (412) (413) (414) (415) (416) (417) (418) (419) (420) (421) (422) (423) (424) (425) (426) (427) (428) (429) (430) (431) (432) (433) (434) (435) (436) (437) (438) (439) (440) (441) (442) (443) (444) (445) (446) (447) (448) (449) (450) (451) (452) (453) (454) (455) (456) (457) (458) (459) (460) (461) (462) (463) (464) (465) (466) (467) (468) (469) (470) (471) (472) (473) (474) (475) (476) (477) (478) (479) (480) (481) (482) (483) (484) (485) (486) (487) (488) (489) (490)

スサノオ皇統への易姓革命を祝ぐ予祝歌から、革命を防いだ八幡神が朱雀天皇から皇太弟成明親王への譲位を求める神託へと意味を転じており、翌年五月の突然の譲位に本事件は大きな影響を与えたと考えられる。「童謡」を中心風聞・神輿名、宇佐八幡宮なども記号として意味を生成した本事件全体が巨大で高度なテクストと規定できるが、孫の安子と結婚していた成明への早期譲位を謀った忠平が、配下の多田源氏や牧を実働部隊・作戦基地にして演出した陰謀と考えられる（拙稿「天慶八年しだら神上洛事件の検討—テクストにおける記号・コードと可変性—」（『統合テクスト科学研究（SITES）』一一二一〇〇三年））。

政治権力をめぐる陰謀・事件という点では本事件は「摂政」良房・基経の時代の延長上にあるが、貴族社会内部で正当化がはかられた時段階までと、空間的にも社会階層的にも貴族社会外部で大規模に演出された本事件の相違は大きい。半世紀も経ずに「テクストの戦争」に大きな変化が起きた一因は、やはり日記の定着であろう。本事件自体も『本朝世紀』に利用された『外記日記』と並び、醍醐天皇第四皇子である重明親王の『吏部王記』が重要な史料となつてゐる。リアルタイムに情報を記録して各家に保存され、かつ次第にネットワーク的に共有されていく日記群のアーカイブが、貴族社会内部における陰謀の正当化を困難にして抑制、特定者に都合の良い『事実』の国家的確定である正史も途絶に導いた、と見る本稿の問題提起の傍証が本事件でないだろうか。

【後記】本稿は平安時代とは関係はない一般の方向けの講演の記録ですが、日記の具体的なイメージや研究史の成果をお伝えした上で、日記の時代が出現した理由を考えようと試みたものです。前者は研究の進展をご紹介した当日の報告を、ほぼ文章の推敲のみで第一章にまとめました。後者は当日は僅かの時間での駆け足となり、講演会スタイルのままで平安時代が御専門でない方も念頭に置きつつ、第二章として書き下ろしました。拝聴していただいた方々には改めてお詫び申し上げる次第です。講演の機会をいただいた永井英治氏には、お詫びと共に深く感謝申し上げます。